

# 臼杵市環境基本計画

令和6年3月 改訂  
(平成31年3月 策定)

～ わ ころ し ぜん きょうせい  
環の心で 自然と 共生するまち うすき ～



## 臼 杵 市



# 臼杵市環境基本計画

わ　こころ　しぜん　きょうせい  
～環の心で　自然と共生するまち　うすき～

臼杵市

# 目次

第1章	計画の基本的事項	
1.1	計画策定の目的	1-1
1.2	計画期間	1-2
1.3	計画対象の範囲	1-2
1.4	各主体の役割	1-3
1.5	計画の構成	1-4
第2章	環境の状況	
2.1	臼杵市の概況	2-1
2.2	環境の現況	2-9
2.3	アンケート調査結果	2-37
第3章	計画の目標	
3.1	将来の環境像	3-1
3.2	施策の目標	3-2
3.3	施策の体系	3-3
第4章	推進する施策	
4.1	生活環境（安全で快適なまち）	4-1
	基本施策1：水環境の保全	4-1
	基本施策2：大気環境の保全	4-5
	基本施策3：ごみの発生抑制と資源化の推進	4-7
	基本施策4：歴史的・文化的環境の保全	4-11
4.2	自然環境（豊かな自然と共生するまち）	4-15
	基本施策1：豊かな生態系の保全	4-15
	基本施策2：生態系に配慮した農林漁業の推進	4-19
4.3	地球環境（地球にやさしく行動できるまち）	4-23
	基本施策1：地球温暖化防止対策の推進	4-23
	基本施策2：再生可能エネルギーの有効活用	4-28
	基本施策3：二酸化炭素吸収源対策の推進	4-30
4.4	環境保全（みんなで取り組む環境保護）	4-34
	基本施策1：環境学習・環境教育の推進	4-34
	基本施策2：環境保全活動の推進	4-37
第5章	環境基本計画の進行管理	
5.1	計画の推進体制	5-1
5.2	計画の検証方法	5-2
5.3	計画の進行管理	5-2

## ■用語解説

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画策定の目的

臼杵市環境基本計画（以下「本計画」という）は、本市が誇る素晴らしい環境を未来に伝えていくため、環境に関する市の施策を、中長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

本計画では、本市のあるべき「環境像」や「基本目標」を定め、環境の保全や創造に必要な基本的事項を明らかにしたうえで、これらを実現させるために、今後の市民および事業者の行動指針並びに、環境行政の行動指針に関する各種施策の方向性および取組内容を示した計画としています。

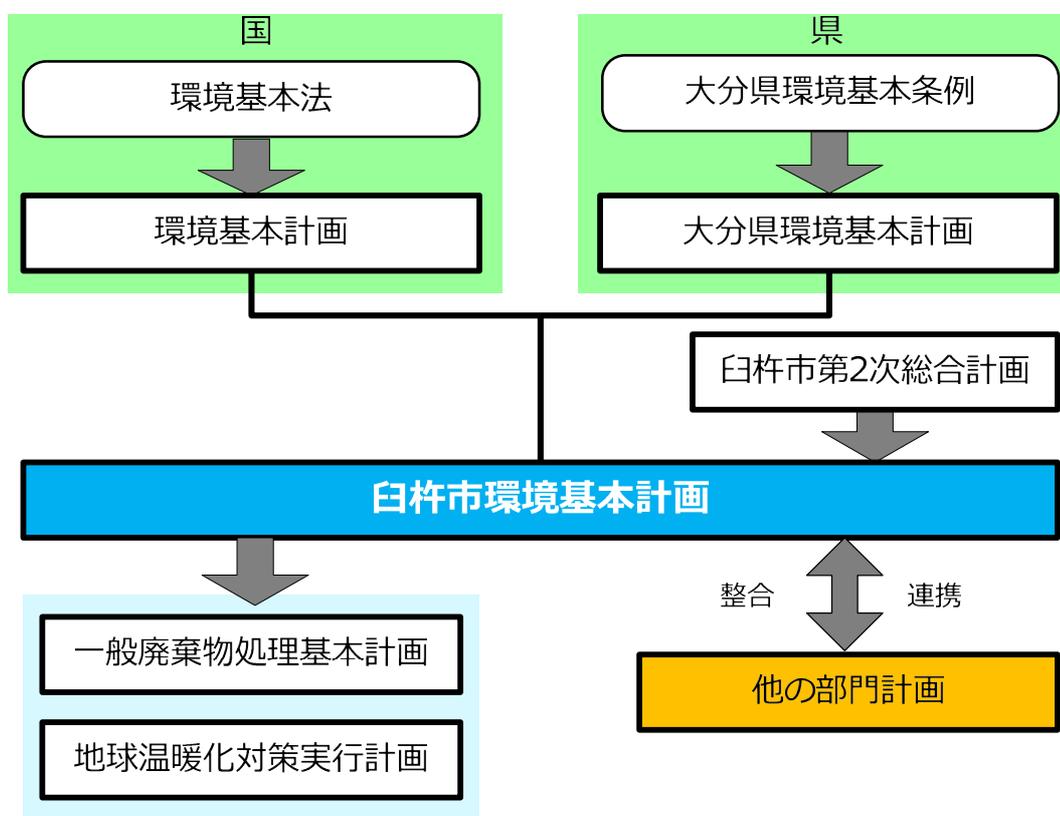


図 1-1 本計画の位置づけ

## 1.2 計画期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間として作成されました。

本改訂では初年度から2022年度までの期間における本市を取り巻く環境や社会状況の変化などをふまえたうえで、各種施策の進行状況を確認し、見直しを行いました。

なお、本計画の残期間中に大幅な社会情勢の変化などが生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

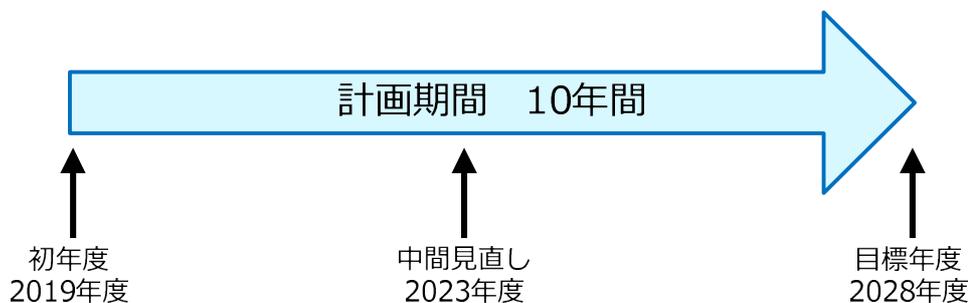


図 1-2 計画期間

## 1.3 計画対象の範囲

本計画で取り組む環境要素の範囲は、市民の身近な生活環境から地球温暖化などの地球規模の環境問題までとします。

なお、本計画における計画対象を、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の3つの分野と、それらを支える「環境保全活動」を加えた4つに分類します。

表 1-1 対象とする環境要素

対象	対象となる環境要素
生活環境	大気、水、騒音、振動、悪臭、廃棄物、歴史・文化財、景観 等
自然環境	森林、河川、自然資源、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、オゾン層破壊 等
環境保全活動	環境教育、環境学習、環境情報

## 1.4 各主体の役割

---

本計画の主体は、市民・事業者・臼杵市の三者とします。

また、本計画を効果的に推進するためには、各主体が互いに協力・連携し、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

本計画における各主体の役割は、次のとおりとします。

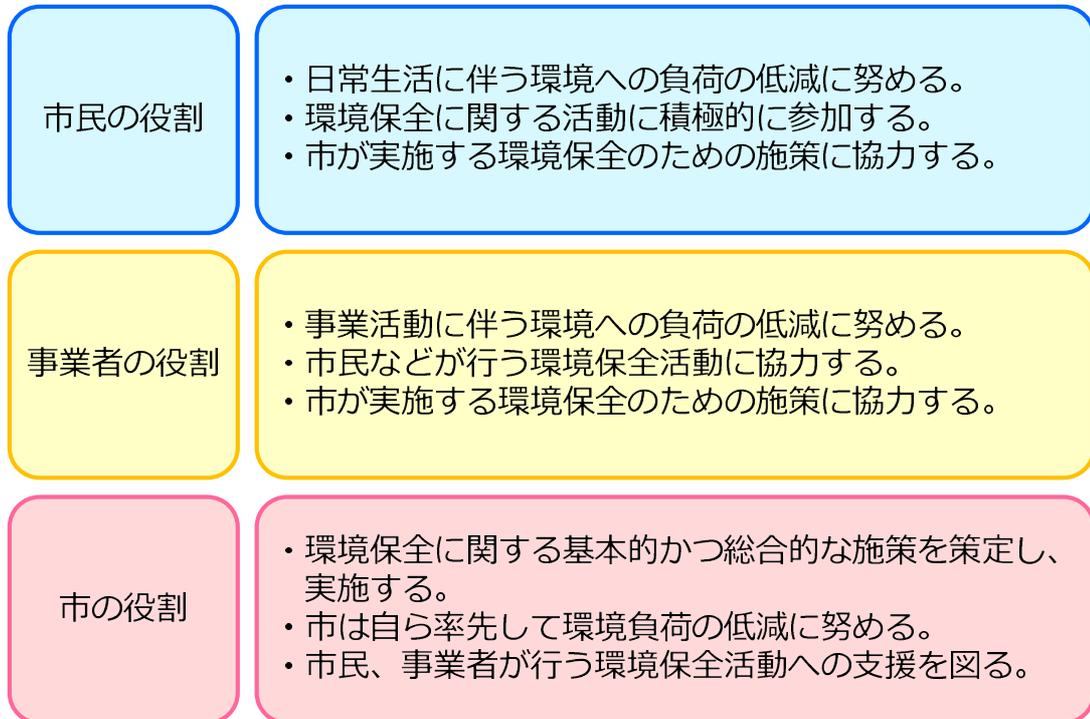


図 1-3 各主体の役割

## 1.5 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。



図 1-4 本計画の構成

## 第2章 環境の状況

### 2.1 臼杵市の概況

#### 2.1.1 位置

本市は、大分県の東南部に位置し、豊予海峡方面へ楕円状に細長く伸びた総面積 291.20km<sup>2</sup>の地域です。東は豊後水道に面した臼杵湾に臨み、北西部は大分市、豊後大野市に、南東部は津久見市、佐伯市と接しています。

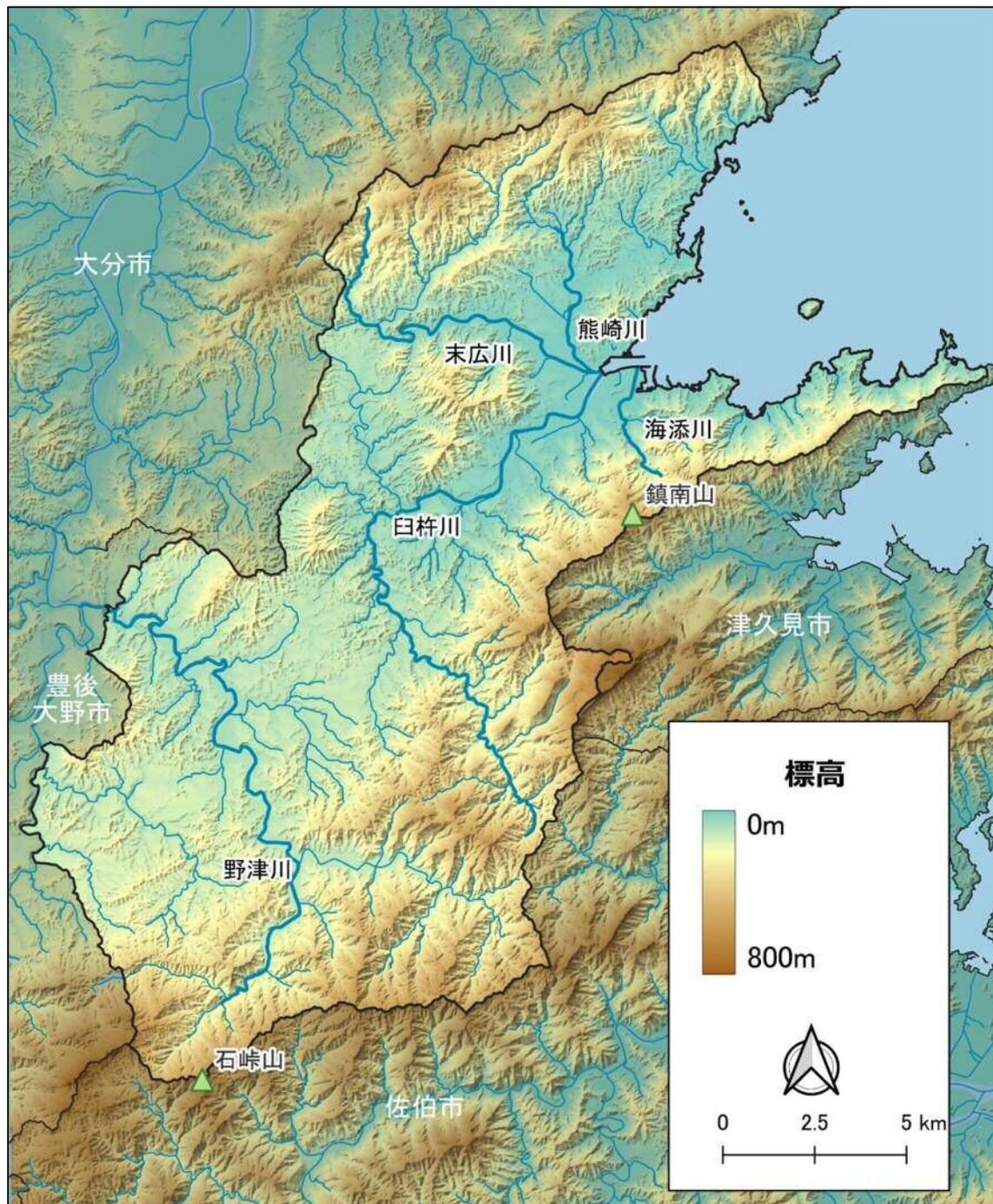


出典:「国土数値情報(行政区域)」(国土交通省)

図 2-1 臼杵市の位置

## 2.1.2 地勢

本市は大野川水系野津川が貫流する市域西側を除くと、それぞれ津久見市、佐伯市との境界となっている鎮南山や石峠山等、比較的険しい山稜に囲まれた地形となっており、平地は海添川（万年溪）、臼杵川、末広川、熊崎川など臼杵湾へ流出する河川の沖積作用や臼杵城周囲の明治期以降の埋め立てにより形成された市域北部の平野と、市域南部野津地域の火山灰台地に限られます。前者は臼杵市の中心市街地、後者は本市特産の葉タバコの農地等として活用されています。

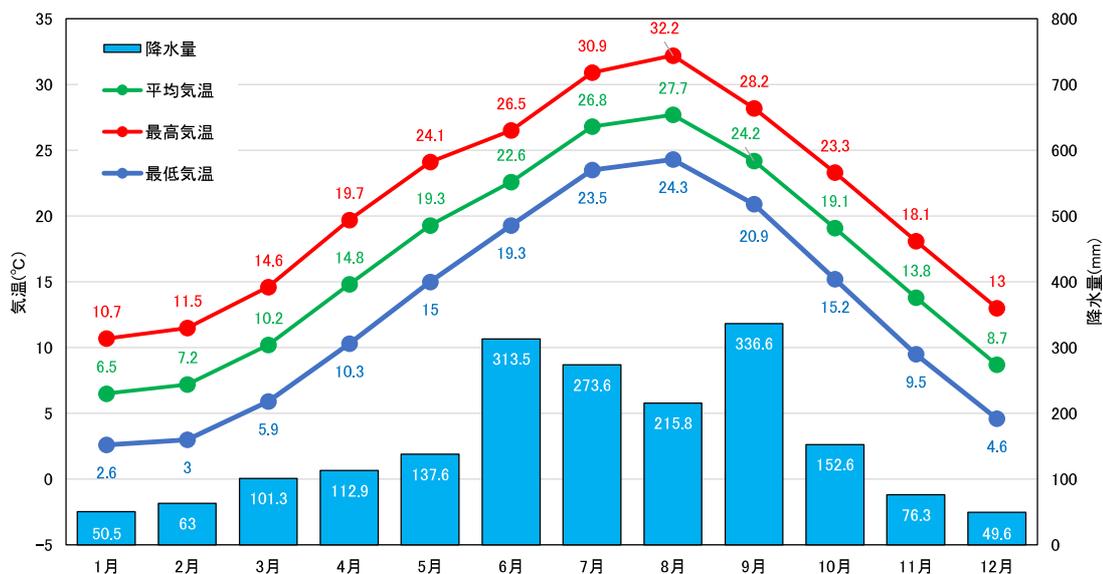


出典:「国土数値情報(行政区域、河川)」(国土交通省)  
基盤地図情報(数値標高モデル、5mメッシュ)」(国土地理院)

図 2-2 臼杵市の地形

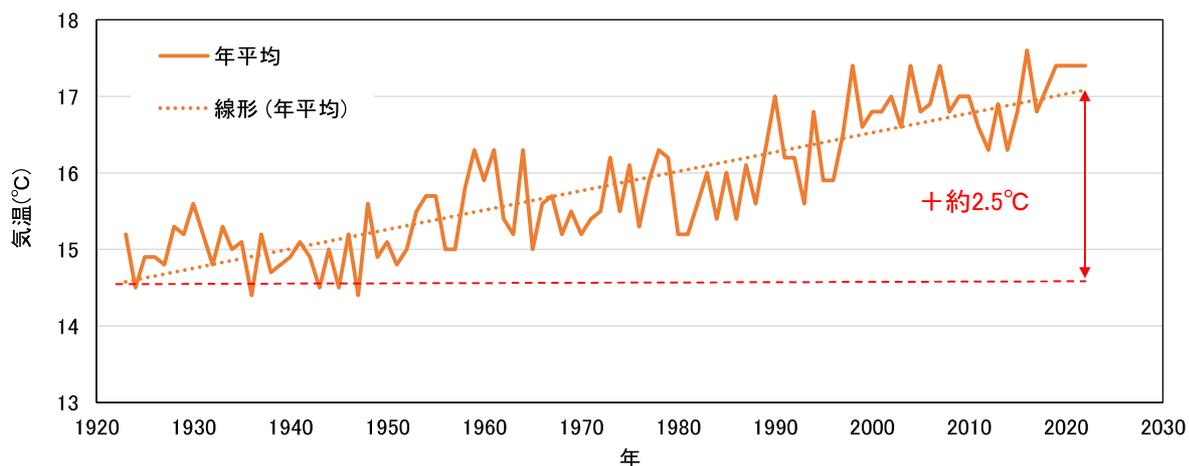
### 2.1.3 気候

本市は瀬戸内の気候と太平洋側の気候の境界部に位置し、気温の平年値（大分、1991年～2020年）は16.8℃と温暖ですが、年降水量の平年値（臼杵、1991年～2020年）は1883.2mmと国内では平均的な値となっています。また、近隣の大分地方気象台の年平均気温の過去100年間の推移を見ると、変動しながらも年々上昇傾向にあり、100年前と比較して約2.5℃の上昇トレンドがあります。一方で年間降水量は、年によりばらつきがあり、目立った経年変化は見られません。



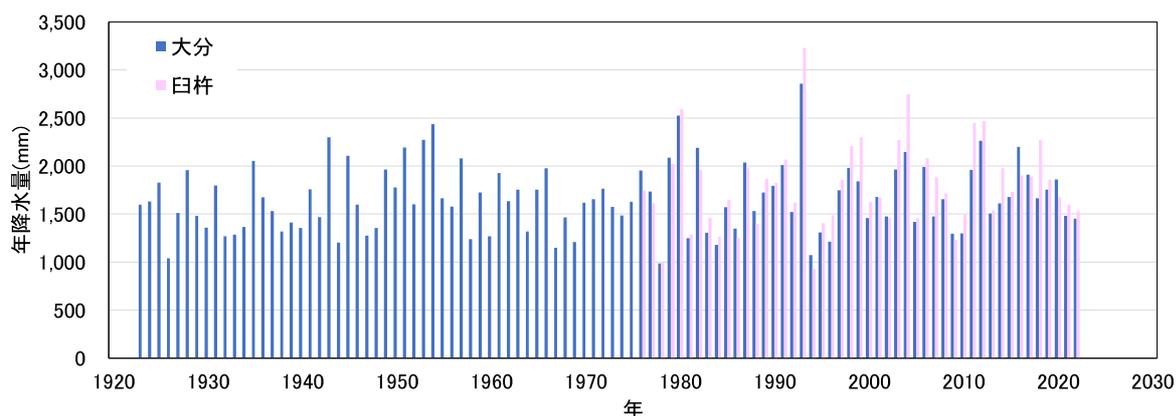
出典:「過去の気象データ検索」(気象庁)  
URL: <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>[2023年10月閲覧]

図 2-3 雨温図(気温は大分、降水量は臼杵)



出典:「過去の気象データ検索」(気象庁)  
 URL: <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>[2023年10月閲覧]

図 2-4 1923～2022 年の 100 年間に於ける大分の年平均気温の推移

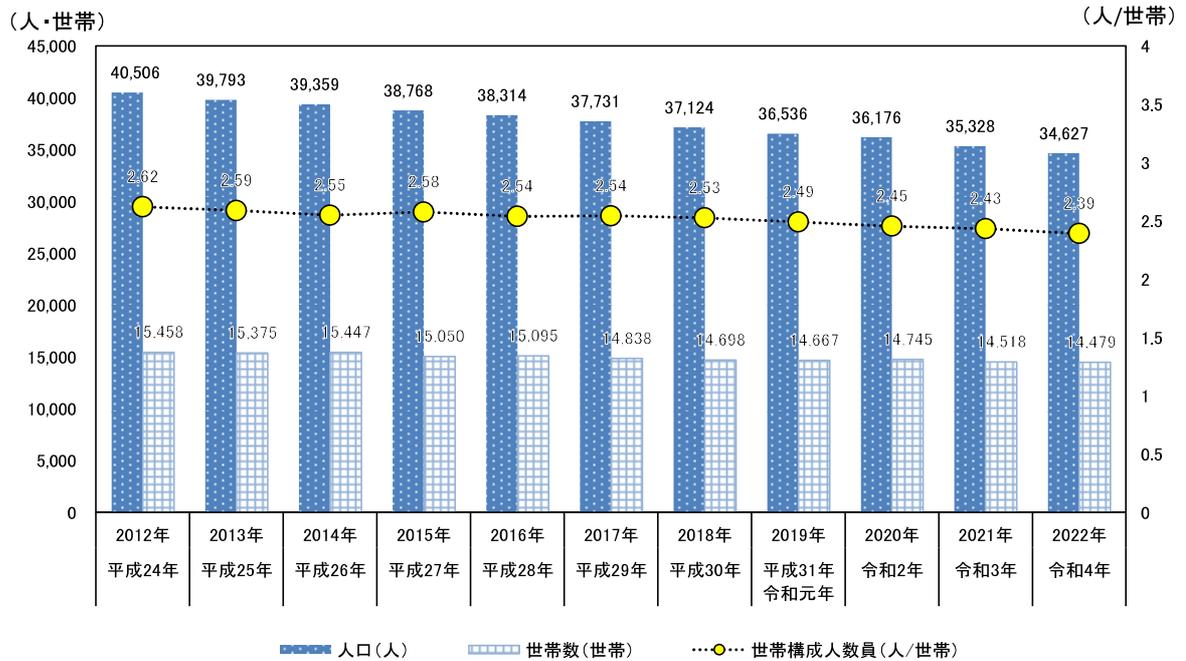


出典:「過去の気象データ検索」(気象庁)  
 URL: <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>[2023年10月閲覧]

図 2-5 1923～2022 年の 100 年間に於ける大分、臼杵の年降水量の推移

## 2.1.4 人口および世帯数

2022（令和4）年における本市の人口は34,627人、世帯数は14,479世帯となっています。過去10年間に於ける人口および世帯数の推移について、2012（平成25）年からの推移では、人口および世帯数共に減少傾向が続いており、この10年間で人口は5,879人、世帯数は979世帯減少しています。また、世帯構成人員についても微減傾向が続いており、単身世帯（未婚世帯・高齢者単身世帯）の増加や核家族化が進行しています。



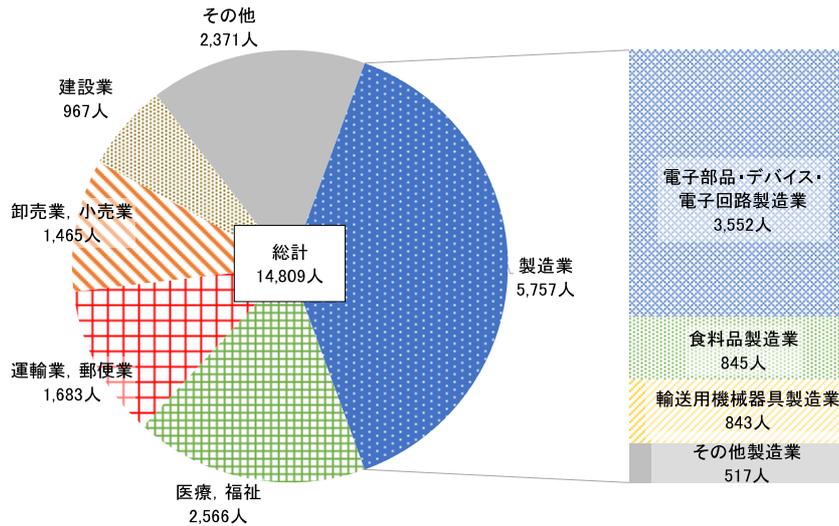
出典：「令和4年版 大分県統計年鑑」(大分県)

図 2-6 2012年～2022年の本市における人口および世帯数の推移

## 2.1.5 産業

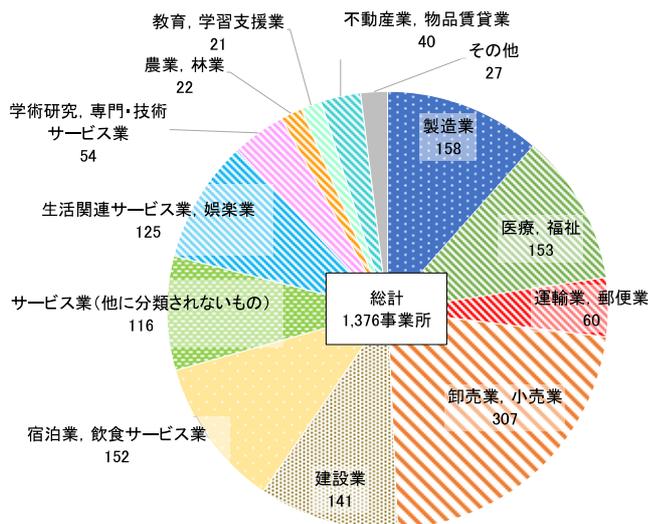
本市の従業者数の合計は 14,809 人（令和 3 年経済センサス）であり、「製造業」の従業者がそのうち 4 割弱を占めています。また、「製造業」の従業者のうち「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の従業者が過半数を占め、「食料品製造業」、「輸送用機械器具製造業」の従業者数がそれに続いています。

一方で事業所数は「卸売業、小売業（307 事業所）」、「製造業（158 事業所）」、「医療、福祉（153 事業所）」、「宿泊業、飲食サービス業（152 事業所）」が大きな割合を占めています。



出典:「令和 3 年経済センサス-活動調査」(総務省統計局)

図 2-7 本市の業種ごとの従業者数



出典:「令和 3 年経済センサス-活動調査」(総務省統計局)

図 2-8 本市の業種ごとの事業所数

## 2.1.6 交通

JR 日豊本線が沿岸部を南北に縦断し、市内には 5 駅が存在します。中心駅は中心市街地の東部に位置する臼杵駅で、特急列車が停車しバス交通の結節点にもなっています。

主要な道路としては市域の北部を東西に横断する東九州自動車道が挙げられ、北九州市など遠方の大都市と臼杵市を結んでいます。また、市内には日豊本線に並行するように沿岸部を通る国道 217 号、市内の臼杵地区と野津地区を結ぶ役割を果たす国道 502 号、野津地区を東西に横断する国道 10 号の 3 本の国道が通っています。



出典:「国土数値情報(緊急輸送道路、高速道路時系列、鉄道、行政区域、森林地域、農業地域)」(国土交通省)

図 2-9 本市の主要な交通網

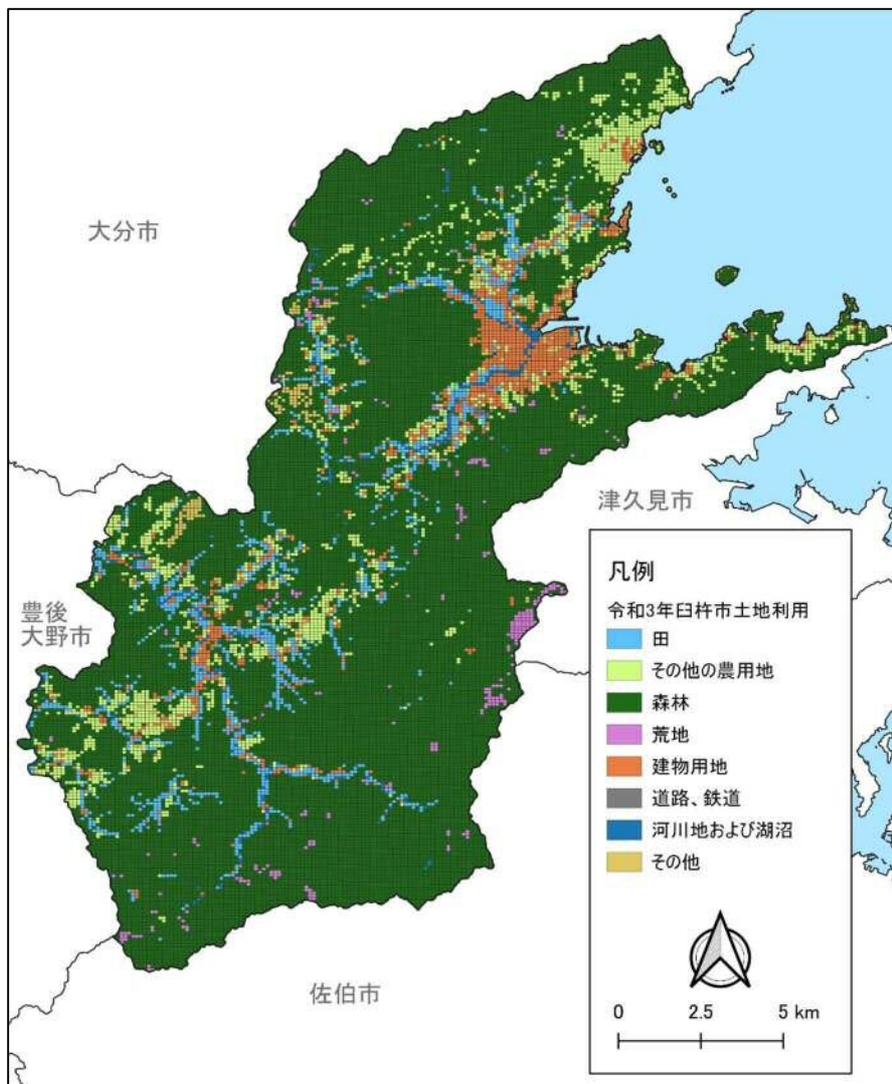
## 2.1.7 土地利用

2021（令和3）年における本市の土地利用は下表に示すとおり、森林が市域の多くを占めています。また、旧野津町域の川沿いの平地に田を含めた農用地が見られます。建物用地は臼杵川下流部の平野部に集積し、本市の中心市街地を形成しています。東部の津久見市との境界付近にまとまった荒地が見られますが、これは石灰の採掘によるものです。

表 2-1 土地利用(2021(令和3)年)

	田	その他農用地	森林	荒地	建物用地	道路・鉄道	河川地および湖沼	その他	合計
面積(km <sup>2</sup> )	16.4	23.2	226.3	3.5	14.0	0.4	3.2	4.2	291.2
割合(%)	5.6%	8.0%	77.7%	1.2%	4.8%	0.1%	1.1%	1.4%	100.0%

出典:「国土数値情報(土地利用細分メッシュ、行政区域)」(国土交通省)



出典:「国土数値情報(土地利用細分メッシュ、行政区域)」(国土交通省)

図 2-10 土地利用図(2021(令和3)年)

## 2.2 環境の現況

この説に掲載している各項目の現況に対する課題や具体的な取組等は、本計画の「第4章推進する施策」に記載しています。

### 2.2.1 生活環境

#### (1) 大気

環境基準および評価方法は表 2-2～表 2-4 のように定められています。大分県では環境基準の評価を、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質および二酸化窒素については、長期的評価で行い、光化学オキシダントは短期的評価で行っています。微小粒子状物質については、長期基準および短期基準の両方によって環境基準の達成状況を評価しています。

本市には一般大気環境測定局が1カ所、臼杵市役所に設置されており、大気汚染防止法に基づき常時監視が行われています。2021(令和3)年度では光化学オキシダントを除き環境基準を満たしています。

表 2-2 大気汚染に係る環境基準と評価方法(その1)

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの(1日平均値の2%除外値)について行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。		
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典:「令和3年度大気環境調査報告書」(大分県、2023(令和5)年3月)

(備考)長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合には、評価対象としないこととなっている。

表 2-3 大気汚染に係る環境基準と評価方法(その 2)

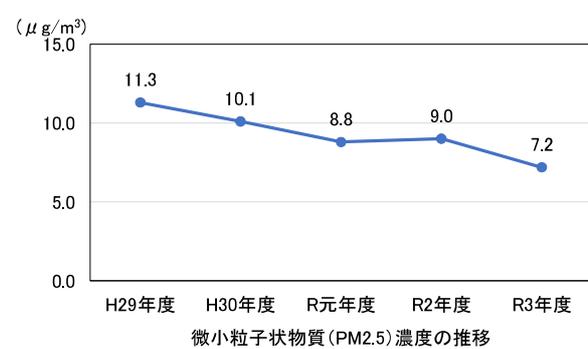
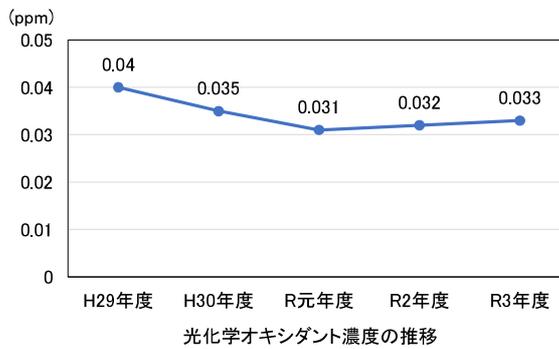
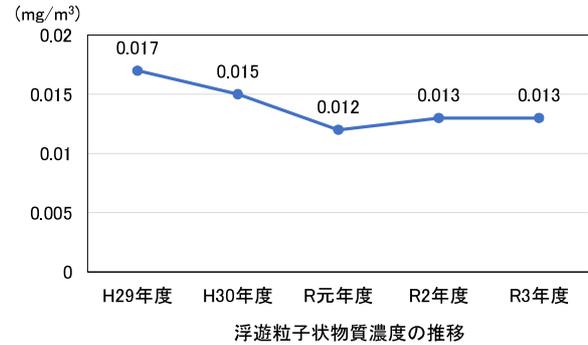
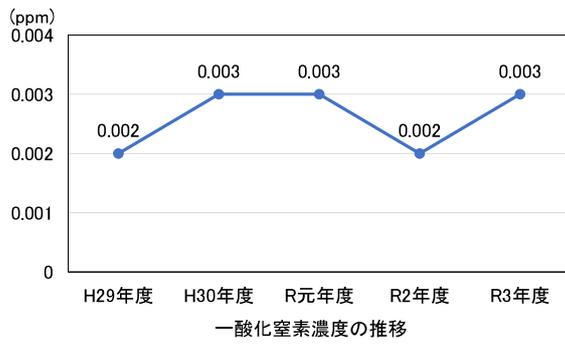
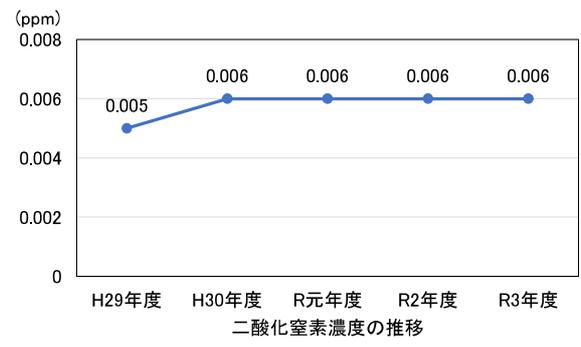
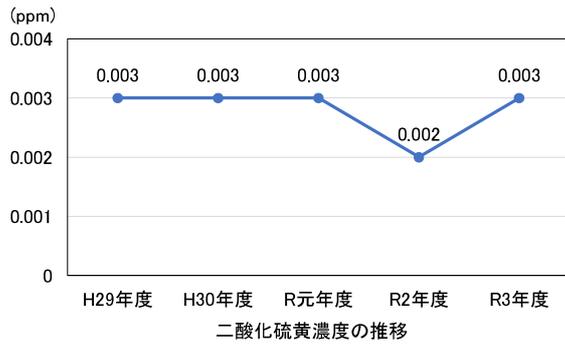
区分	二酸化窒素	微小粒子状物質
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内、又はそれ以下であること。	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	1 日平均値の 98%値が 0.04~0.06ppm のゾーン内、又はそれ以下	1 年平均値について評価を行う。(※長期基準に対応した評価)
	年間における 1 日平均値のうち低い方から 98%に相当するもの(1 日平均値の 98%値)について行う。	年間における 1 日平均値のうち低い方から 98%に相当するもの(1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値)について評価を行う。(※短期基準に対応した評価)

出典:「令和 3 年度大気環境調査報告書」(大分県、2023(令和 5)年 3 月)

表 2-4 大気汚染に係る環境基準と評価方法(その 3)

区分	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	-	-	-	-	-

出典:「令和 3 年度大気環境調査報告書」(大分県、2023(令和 5)年 3 月)  
 (備考)トリクロロエチレンの環境基準については、平成 30 年 11 月 19 日に「1 年平均値が  $0.13\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。」に改定された。



出典:「令和3年度大気環境調査報告書」(大分県、2023(令和5)年3月)

図 2-11 大気環境調査結果(年平均値)

## (2) 水質

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、用水路など公共利用される水域（公共用水域）では水質汚濁防止法（1970（昭和45）年12月公布、昭和四十五年法律第百三十八号、2022（令和4）年6月最終改正）に基づき、国および地方公共団体により水質が測定されています。測定点は、環境基準地点と補助地点の2種類に分けられ、環境基準地点はその水域の環境基準の維持達成状況を把握するための測定点、補助地点はそれ以外の測定点です。水質の環境基準は水域の利用目的により水域ごとに設定された類型により定められます。

なお、表中の生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）とはそれぞれ微生物や酸化剤により水中の有機物を分解するのに必要な酸素量を指し、水の汚れの度合いを示す指標です。河川の環境基準（表2-5）にはBODが、湖沼や海域の環境基準（表2-6）にはCODが用いられています。

本市の河川には5地点、周辺海域には4地点、測定点が設定されていますが、全てA類型に指定されており、環境基準はBOD:2mg/L以下（河川）、COD:2mg/L以下（海域）となっています。一部の地点で年度によっては環境基準を超過していますが、概ね環境基準を達成しています。

表 2-5 河川(湖沼を除く)における類型別の生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準

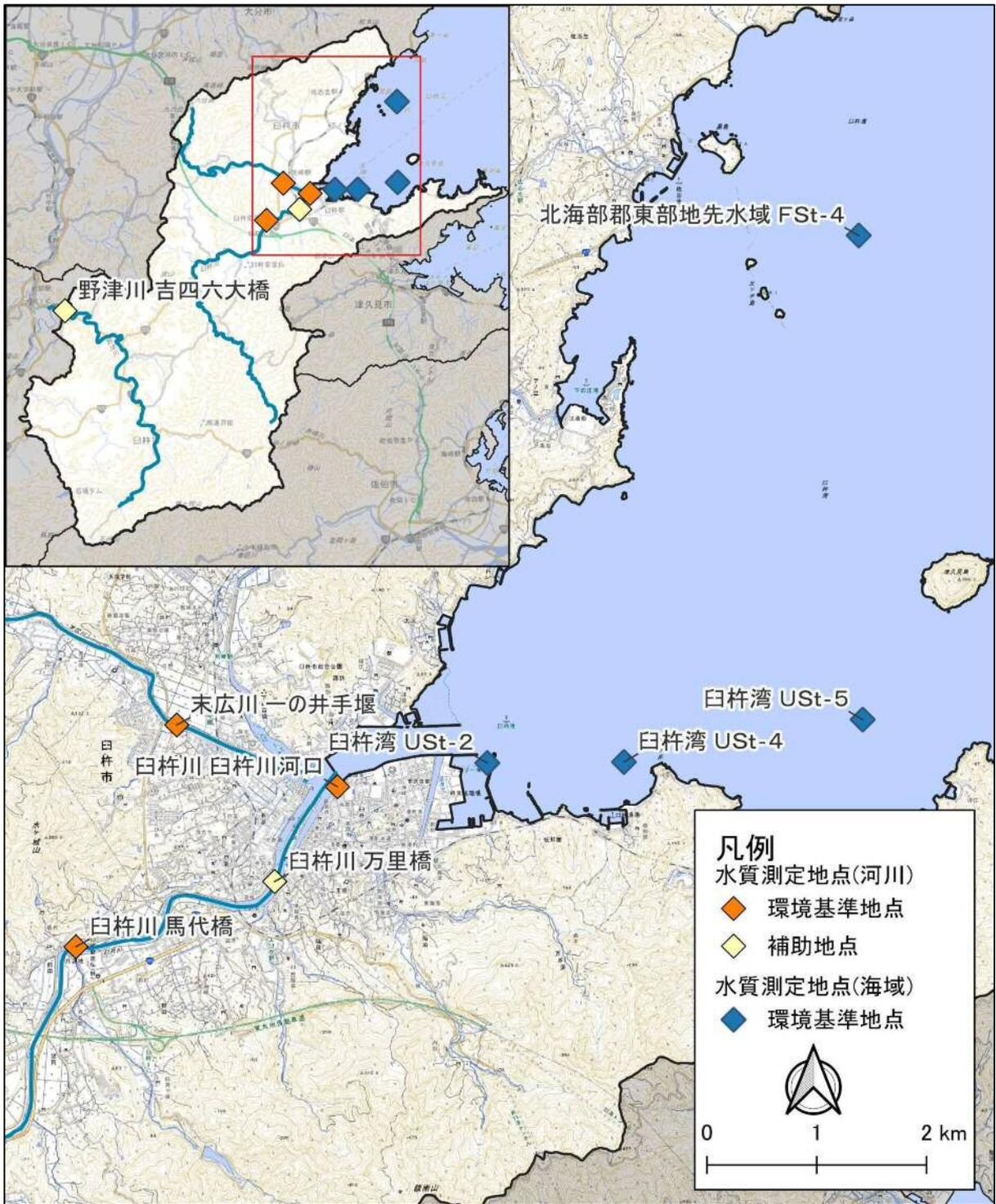
類型	利用目的の適応性	生物化学的酸素要求量(BOD)
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下
E	工業用水3級環境保全	10mg/L以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月環境庁告示第59号)

表 2-6 海域における類型別の化学的酸素要求量(COD)の環境基準

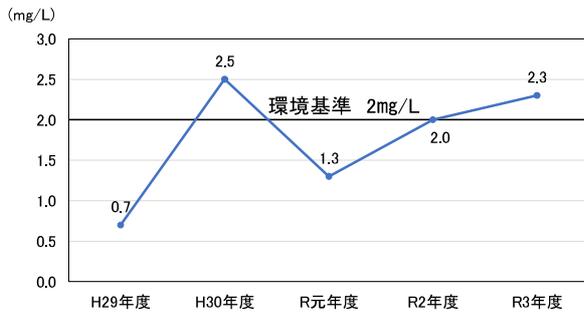
類型	利用目的の適応性	化学的酸素要求量(COD)
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L以下
C	環境保全	8mg/L以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月環境庁告示第59号)

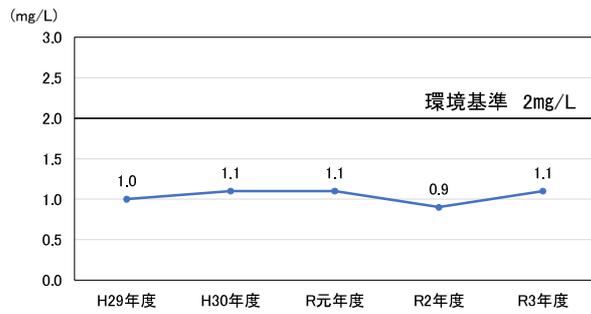


出典:「水環境総合情報サイト」(環境省)、地理院地図淡色地図(国土地理院)  
「国土数値情報(行政区画、河川)」(国土交通省)

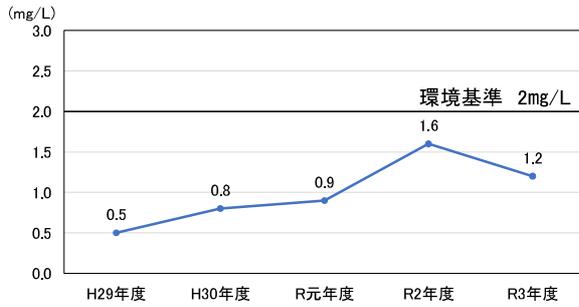
図 2-12 公共用水域水質調査地点



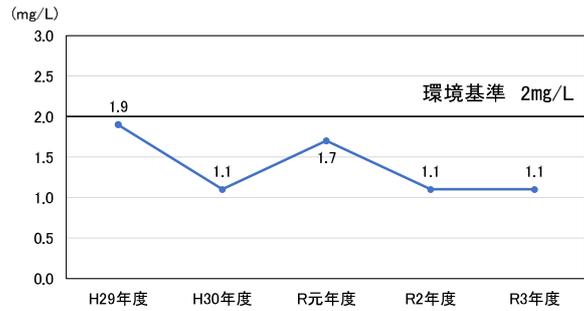
臼杵川 馬代橋



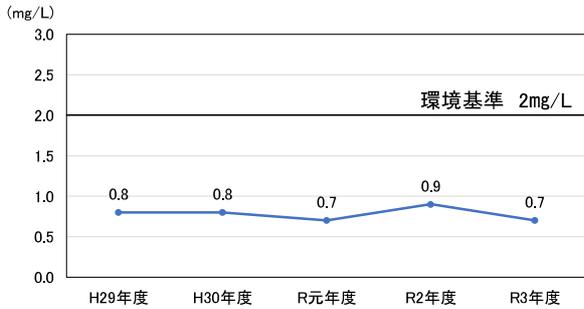
臼杵川 臼杵川河口



臼杵川 臼杵川万里橋(補助地点)



末広川 一の井手堰

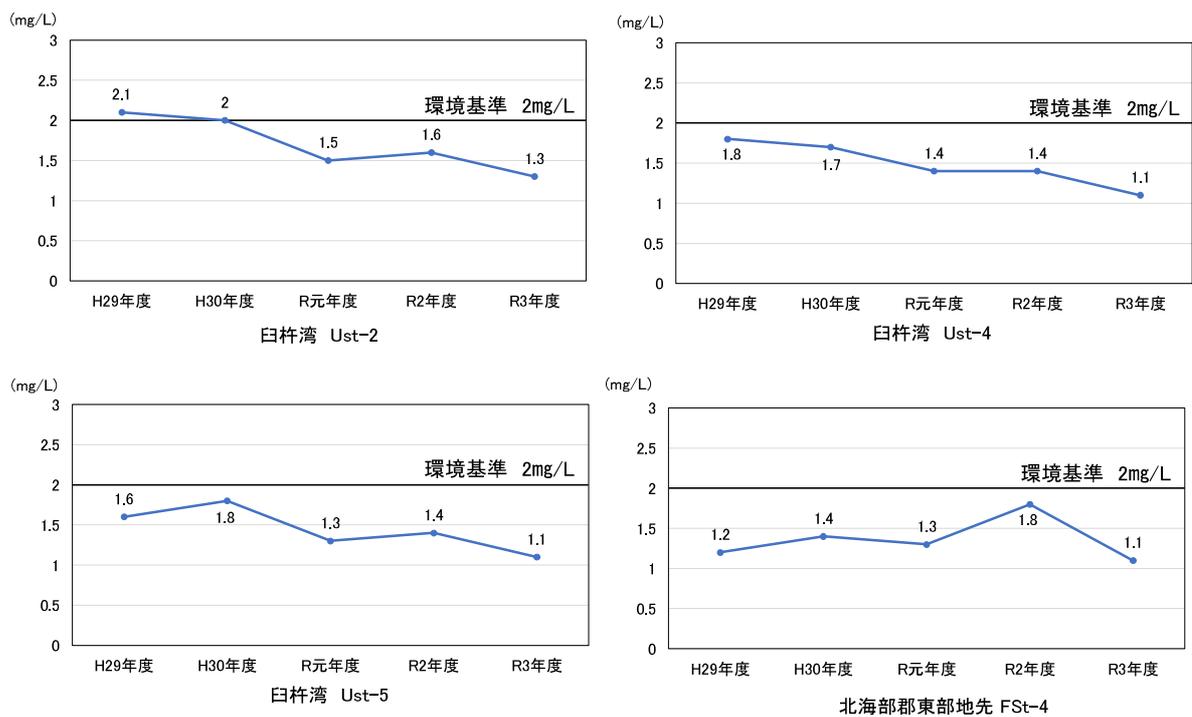


野津川 吉四六大橋(補助地点)

出典:「水環境総合情報サイト」(環境省)

URL:<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/kousui/dataMap.asp> [2023年11月閲覧]

図 2-13 市内の公共用水域水質調査地点(河川)におけるBOD75%値の推移



出典:「水環境総合情報サイト」(環境省)

URL: <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/kousui/dataMap.asp> [2023年11月閲覧]

図 2-14 市内の公共用水域水質調査地点(海域)におけるCOD75%値の推移

### (3) 騒音

本市では、騒音について規制基準が設定されています。以前は騒音に関する規制区域を県が指定していましたが、騒音規制法の改正により 2012（平成 24）年 4 月 1 日からは市の区域については市が指定を行うことになりました。

表 2-7 特定工場の騒音規制基準(臼杵市)

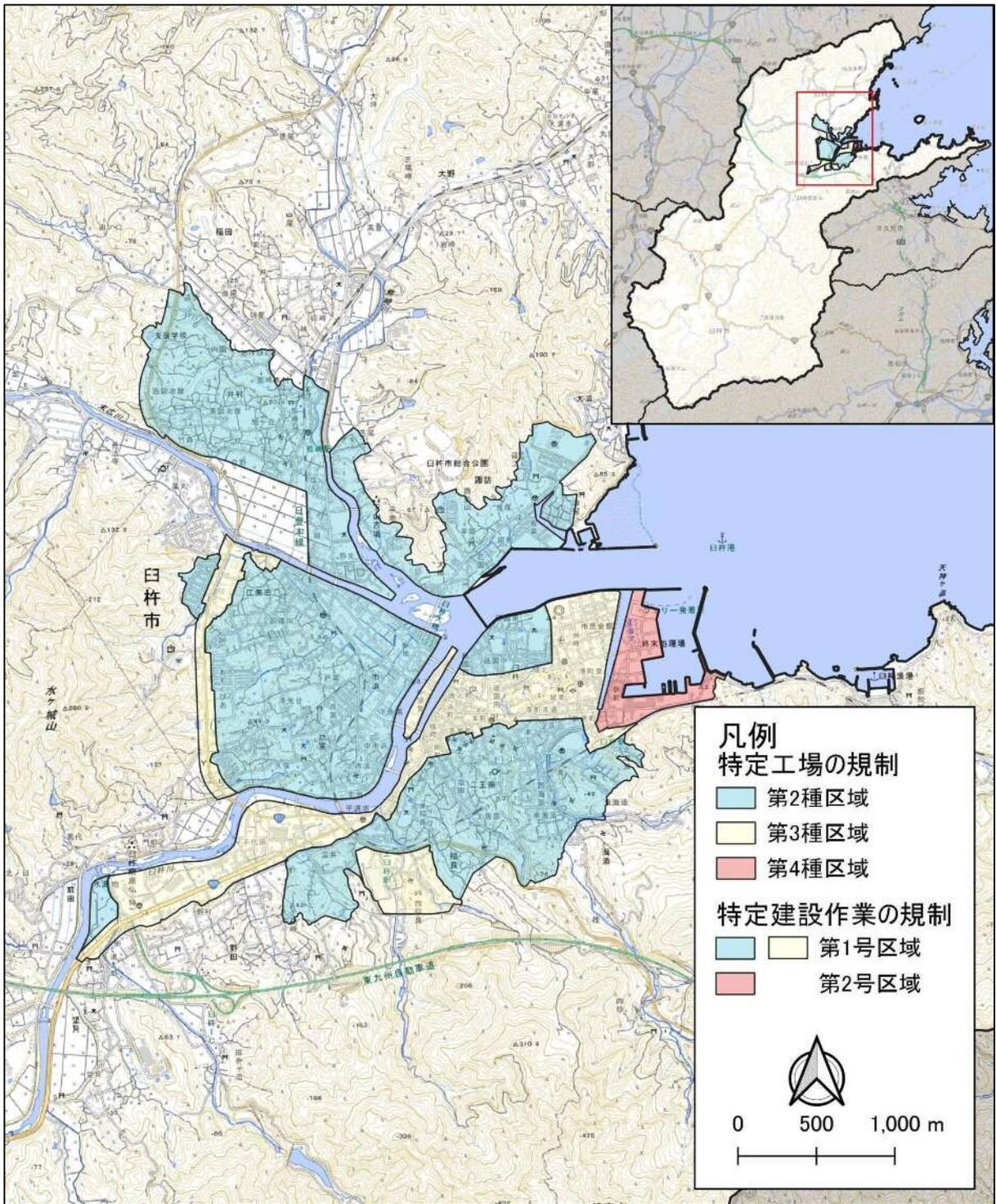
	昼間	朝・夕	夜間
時間	午前 8 時～午後 7 時	朝:午前 6 時～午前 8 時 夕:午後 7 時～午後 10 時	午後 10 時～翌午前 6 時
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

出典:騒音規制について(大分県)  
URL:<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/souon-kisei.html> [2023 年 11 月閲覧]

表 2-8 特定建設作業の騒音規制基準(臼杵市)

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル	
作業禁止時間	午後 7 時～午前 7 時	午後 10 時～午前 6 時
最大作業時間	1 日 10 時間	1 日 14 時間
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

出典:騒音規制について(大分県)  
URL:<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/souon-kisei.html> [2023 年 11 月閲覧]



出典:「白杵市の騒音規制地域図」(大分県)、地理院地図淡色地図(国土地理院)  
「国土数値情報(行政区域)」(国土交通省)

図 2-15 本市の騒音規制地域

#### (4) 振動

本市では、振動についての規制基準が設定されています。以前は振動に関する規制地域を県が指定していましたが、振動規制法の改正により 2012（平成 24）年 4 月 1 日からは市の区域については市が指定を行うことになりました。

表 2-9 特定工場等の振動規制基準(臼杵市)

	昼間	夜間
時間	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

出典:振動規制について(大分県)

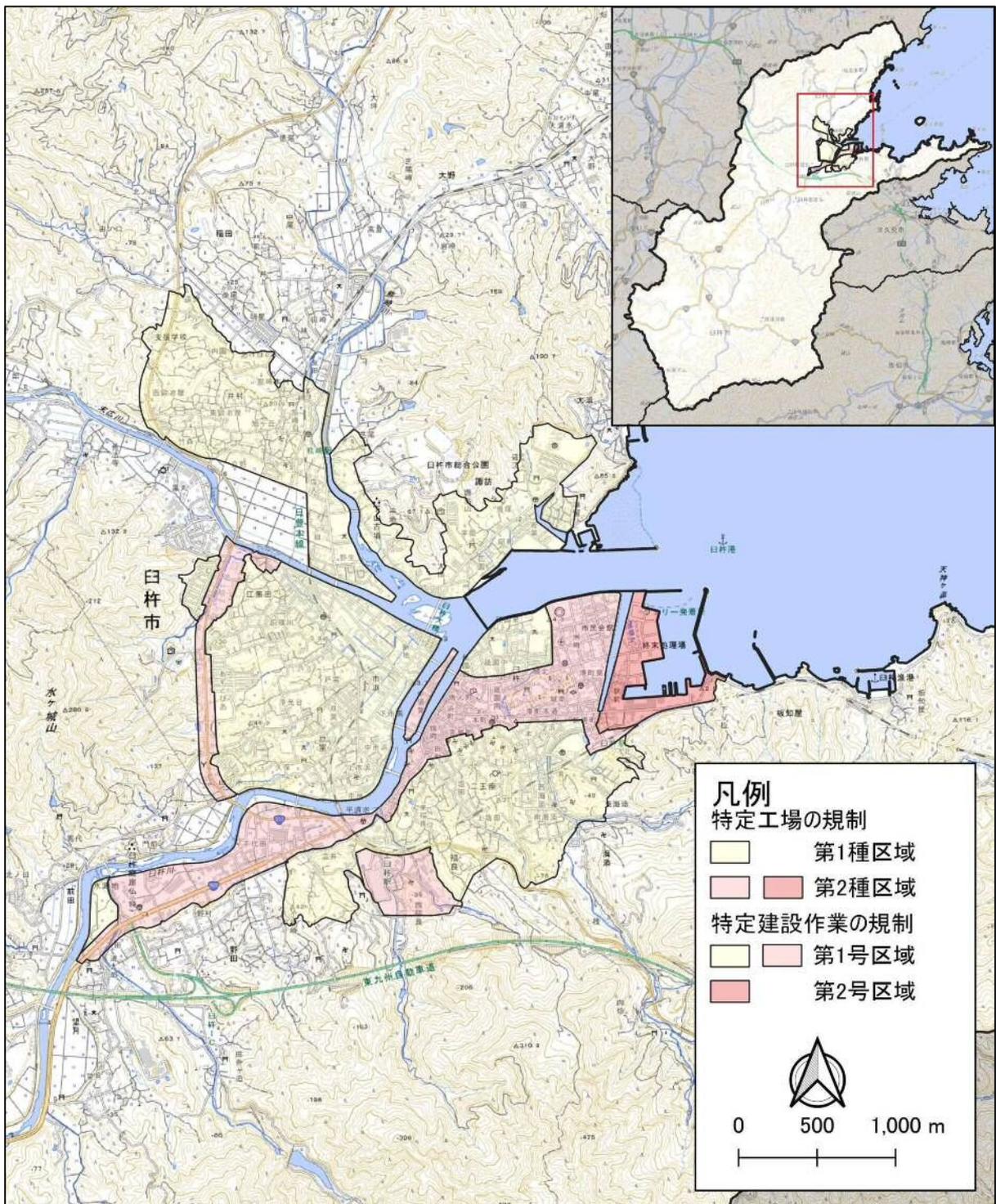
URL:<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/shindo-kisei.html> [2023 年 11 月閲覧]より作成

表 2-10 特定建設作業の振動規制基準(臼杵市)

区域の区分	1号区域	2号区域
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	午後 7 時～午前 7 時	午後 10 時～午前 6 時
最大作業時間	1 日 10 時間	1 日 14 時間
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

出典:振動規制について(大分県)

URL:<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/shindo-kisei.html> [2023 年 11 月閲覧]より作成



出典:「白杵市の振動規制地域図」(大分県)、地理院地図淡色地図(国土地理院)  
「国土数値情報(行政区画)」(国土交通省)

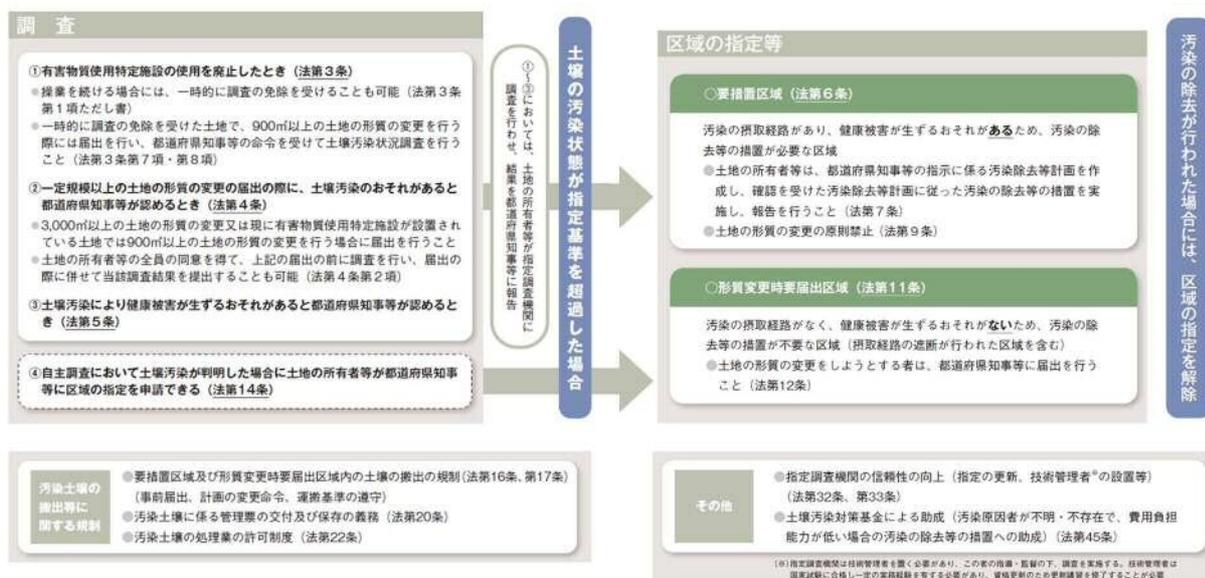
図 2-16 本市の振動規制地域

## (5) 土壌

土壌汚染対策法の規定では、以下の3つの場合については土壌の汚染について調査して、その結果を都道府県知事等に報告する義務が生じます。

- (1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止時
- (2) 一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき
- (3) 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合は、報告を受けた土地を、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、自主調査において土壌汚染が判明した場合についても土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます。なお、本市には土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

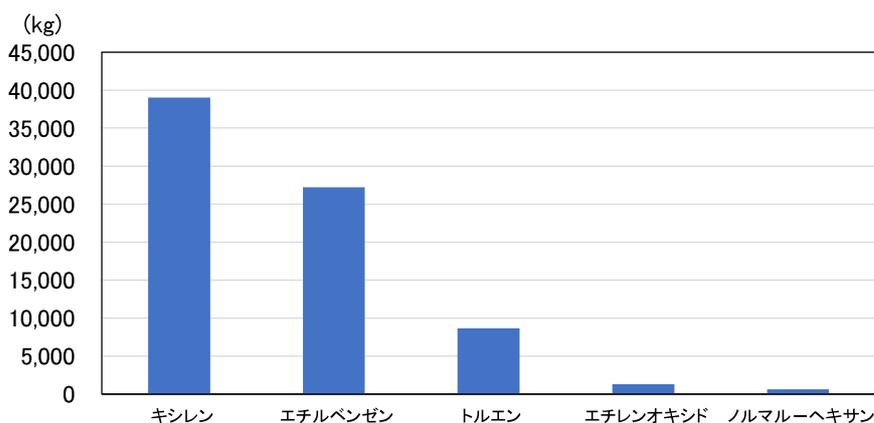


出典:「土壌汚染対策法のしくみ」(環境省、2023(令和5)年7月)

図 2-17 土壌汚染対策法の概要

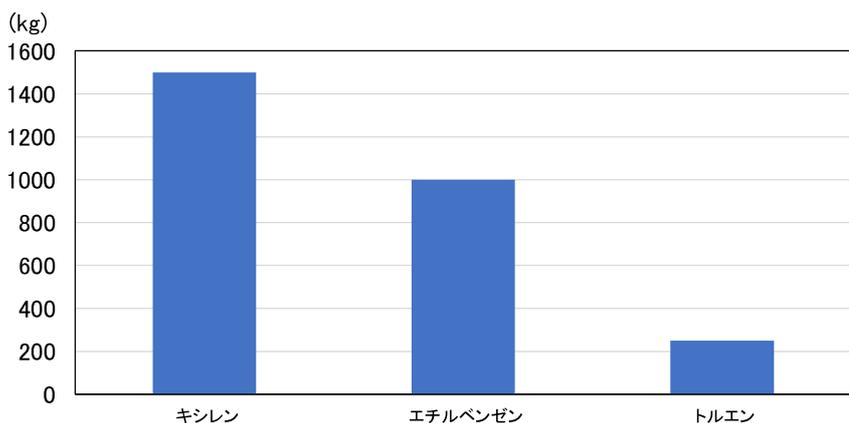
## (6) 化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（1999（平成 11）年 7 月公布 法律第百十七号、2002（平成 14）年 12 月最終改正）に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量と、廃棄物や下水道に含まれて事業所の外へ移動する量を把握・集計し、公表する仕組みとして PRTR 制度が導入されています。本市においては、2021（令和 3）年度には 18 事業所が届出を行っています。2021（令和 3）年度においてはキシレン、エチルベンゼン、トルエン、エチレンオキシド、ノルマルーヘキサンが本市の排出量の上位を占めました。移動量についてはキシレン、エチルベンゼン、トルエンの 3 物質以外の物質は 0 とされています。



出典:「PRTR 制度に基づく届出データの公表について」(経済産業省)  
URL: [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/6a.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html) [2023 年 11 月閲覧]

図 2-18 特定化学物質の排出量(上位 5 物質)



出典:「PRTR 制度に基づく届出データの公表について」(経済産業省)  
URL: [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/6a.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html) [2023 年 11 月閲覧]

図 2-19 特定化学物質の移動量

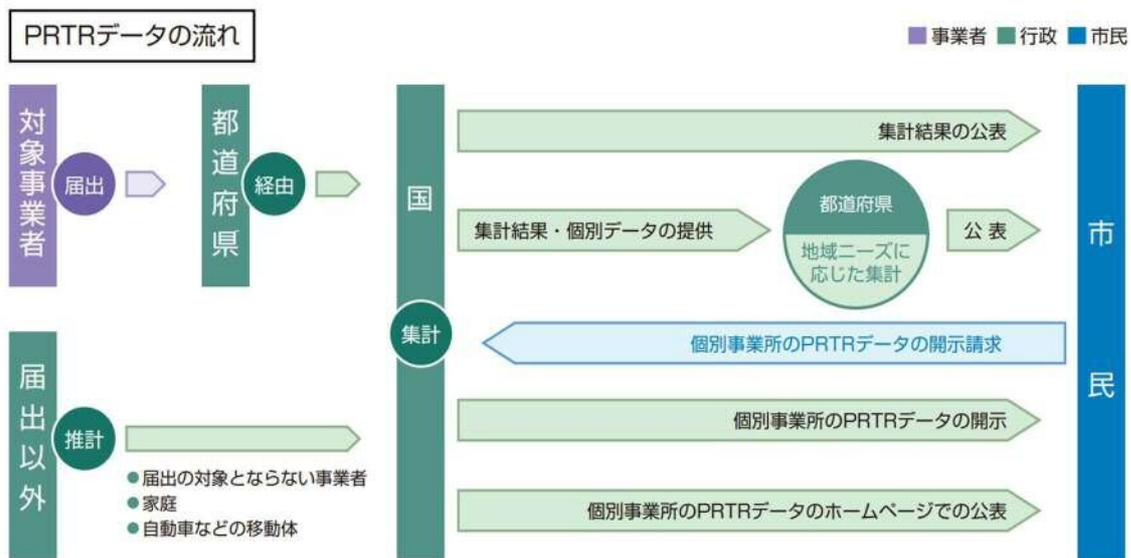
## コラム：PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

### 化学物質排出移動量届出制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、PRTR 制度が設けられています。PRTR 制度は、これまで市民がほとんど目にする事となかった化学物質の排出・移動に関する情報を国が 1 年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、対象となる事業者が、環境中に排出した化学物質の量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）を自ら把握し、年に 1 回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。



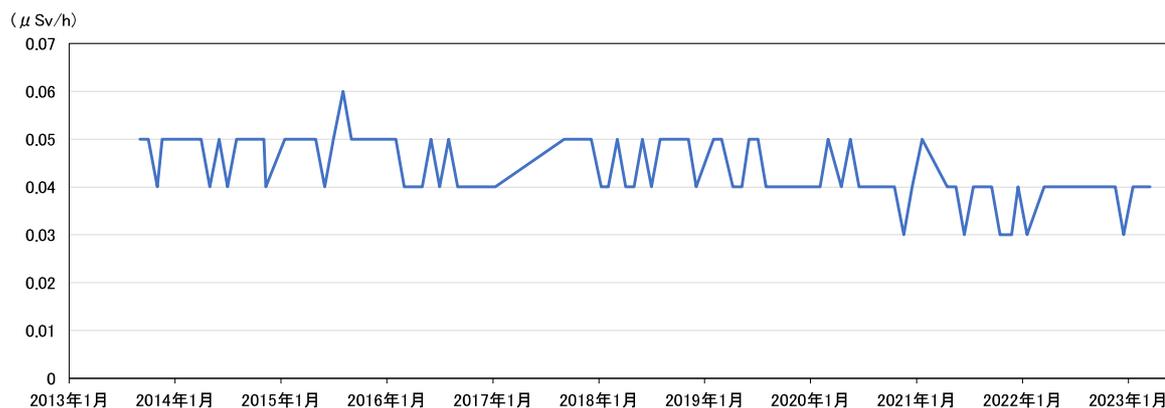
出典:「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」(環境省)

図 2-20 PRTR 制度におけるデータの流れ

## (7) 放射線

本市では、平時の空間放射線量を把握するため放射線測定器を導入しています。2012（平成24）年8月までは市内4地点で月2回（野津庁舎は月1回）測定、その後1年間は臼杵庁舎で毎日測定を行っていました。この1年間の測定値が正常であったこと、県内外にモニタリングポストが増設され、広範囲の測定結果を常時確認できるようになったことから、2013（平成25）年9月より測定頻度を変更し、毎月1回臼杵庁舎で測定を行っています。

2013（平成25）年9月以降、本市の空間放射線量率は、 $0.03\sim 0.06\ \mu\text{Sv/h}$  で推移しており、この値は自然放射線の全国平均値  $0.04\ \mu\text{Sv/h}$  とほぼ同じ水準です。



出典:「市内の放射線測定」(臼杵市)

URL: <https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014020700329/> [2023年11月閲覧]

図 2-21 臼杵市役所臼杵庁舎での空間放射線量率の推移

## (8) 苦情

本市における生活環境に関する苦情件数は次のとおりです。動物関連や不法投棄に関する苦情が多くなっています。

表 2-11 臼杵市における苦情件数

単位:件

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
騒音	2	1	6
振動	0	1	2
悪臭	0	2	2
野焼き	7	13	14
水質汚濁	1	2	2
不法投棄	11	18	21
動物関連	32	23	23
墓地	1	0	2
その他	22	31	28
合計	76	91	100

## (9) 廃棄物

臼杵地域では燃やせるごみは大分市佐野清掃センター、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、蛍光管・電球、乾電池、缶、その他金属、新聞紙、段ボール、紙パック、その他紙類、粗大ごみは臼杵市清掃センターで処理を行っています。臼杵地域のごみの年間排出量は人口減少等の影響もあり減少傾向にあります。一方で、1人1日あたりの総ごみ排出量は、令和2年度以降は900g/人・日程度で推移し、平成30年度と比較して多くなっています。また、リサイクル率は平成30年度より低下しています。

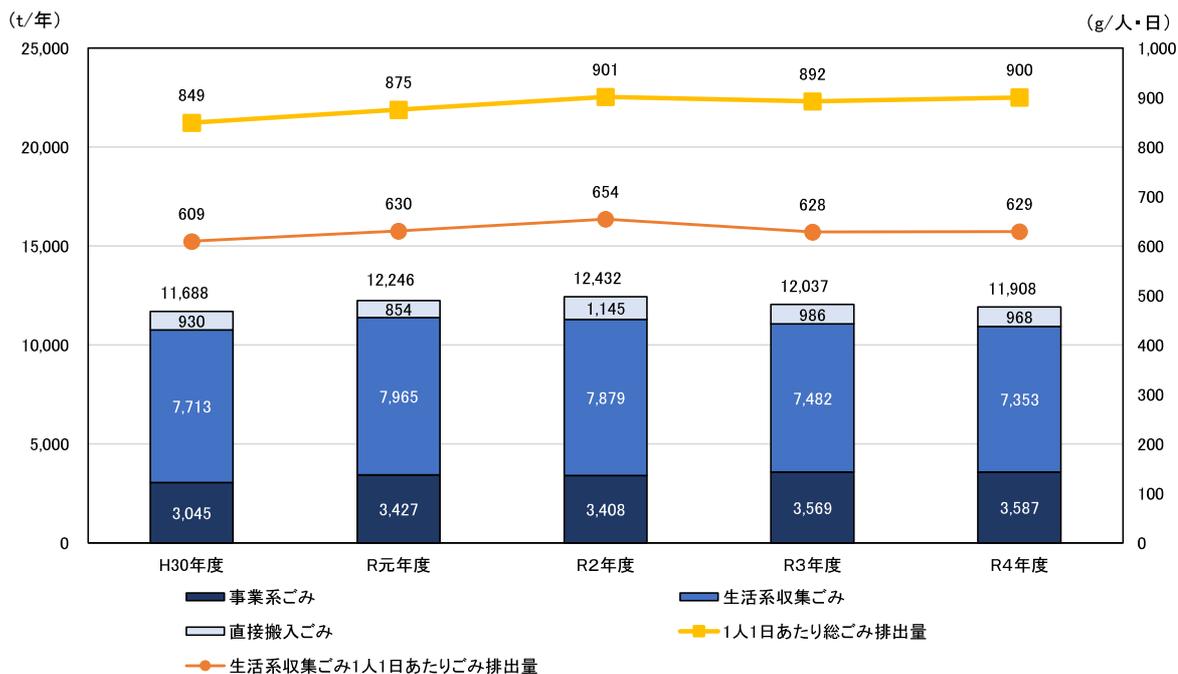


図 2-22 臼杵地域のごみの排出量

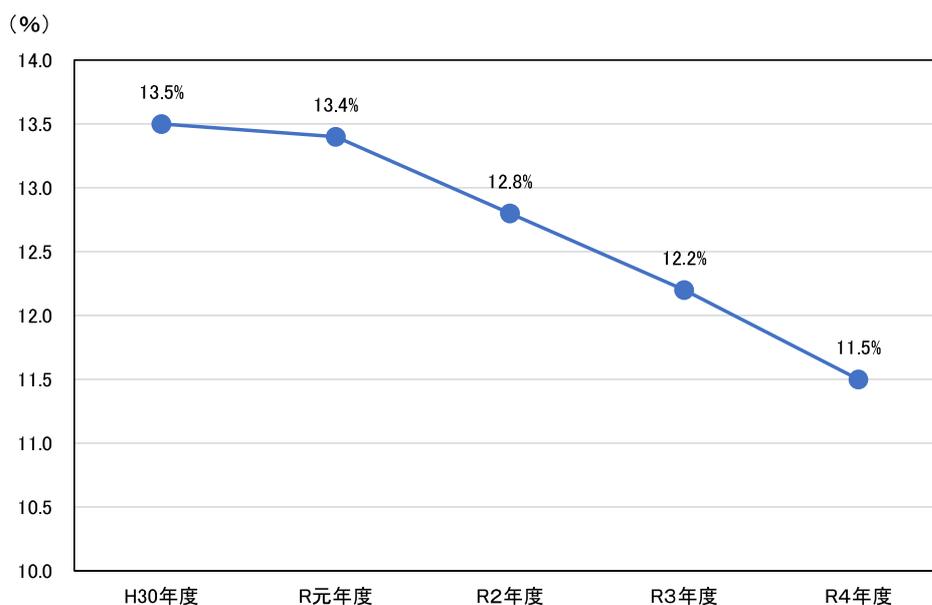
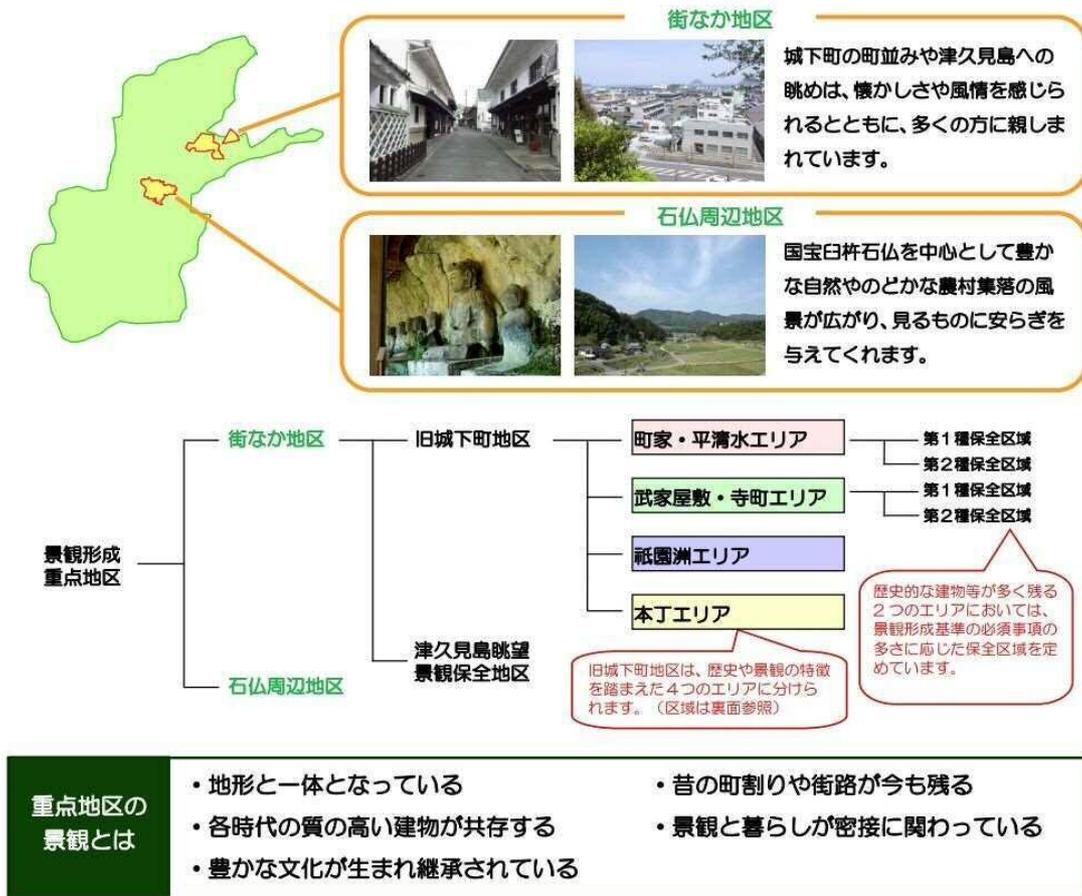


図 2-23 臼杵地域のリサイクル率の推移

## (10) 景観

本市では、昭和 62 年に独自条例として制定した「臼杵市歴史環境保全条例」を、平成 25 年に景観法の委任条例である「臼杵市景観条例」に移行しました。

旧城下町や国宝臼杵磨崖仏など、本市を代表する優れた景観資源を有する地区を「景観形成重点地区」として位置づけ、重点的・先導的に景観形成を図っています。



出典:「臼杵市景観形成重点地区 届出パンフレット」(臼杵市)

図 2-24 景観形成重点地区

## (11) 文化財

本市は国宝の臼杵磨崖仏をはじめ多数の文化財を有しています。市の指定等文化財のうち有形文化財が全体の7割以上を占め、その内訳をみると建造物が6割以上を占めています。有形文化財の次に多くの割合を占めるのが記念物となっており、その内訳は史跡と天然記念物が大半となっています。

表 2-12 本市の指定等文化財内訳

区 分		国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合 計	
有形 文化財	建造物	5	18	61	17	10	111	
	美術 工芸品	絵画	0	5	1	0	0	6
		彫刻	1	0	11	0	0	12
		工芸品	0	2	7	0	0	9
		書跡・典籍	0	0	0	0	1	1
		古文書	0	2	6	0	1	9
		考古資料	1	0	3	0	0	4
		歴史資料	0	2	15	0	0	17
無形 文化財	芸能	0	0	0	0	0	0	
	工芸技術	0	0	0	0	0	0	
	—	0	1	0	0	0	1	
民俗 文化財	有形民俗文化財	0	1	1	0	0	2	
	無形民俗文化財	0	4	3	0	0	7	
記念物	史跡	3	5	14	0	3	25	
	名勝	0	0	1	0	0	1	
	天然記念物	1	3	9	0	2	15	
文化的景観		0	0	0	0	0	0	
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	
合 計		11	43	132	17	17	220	

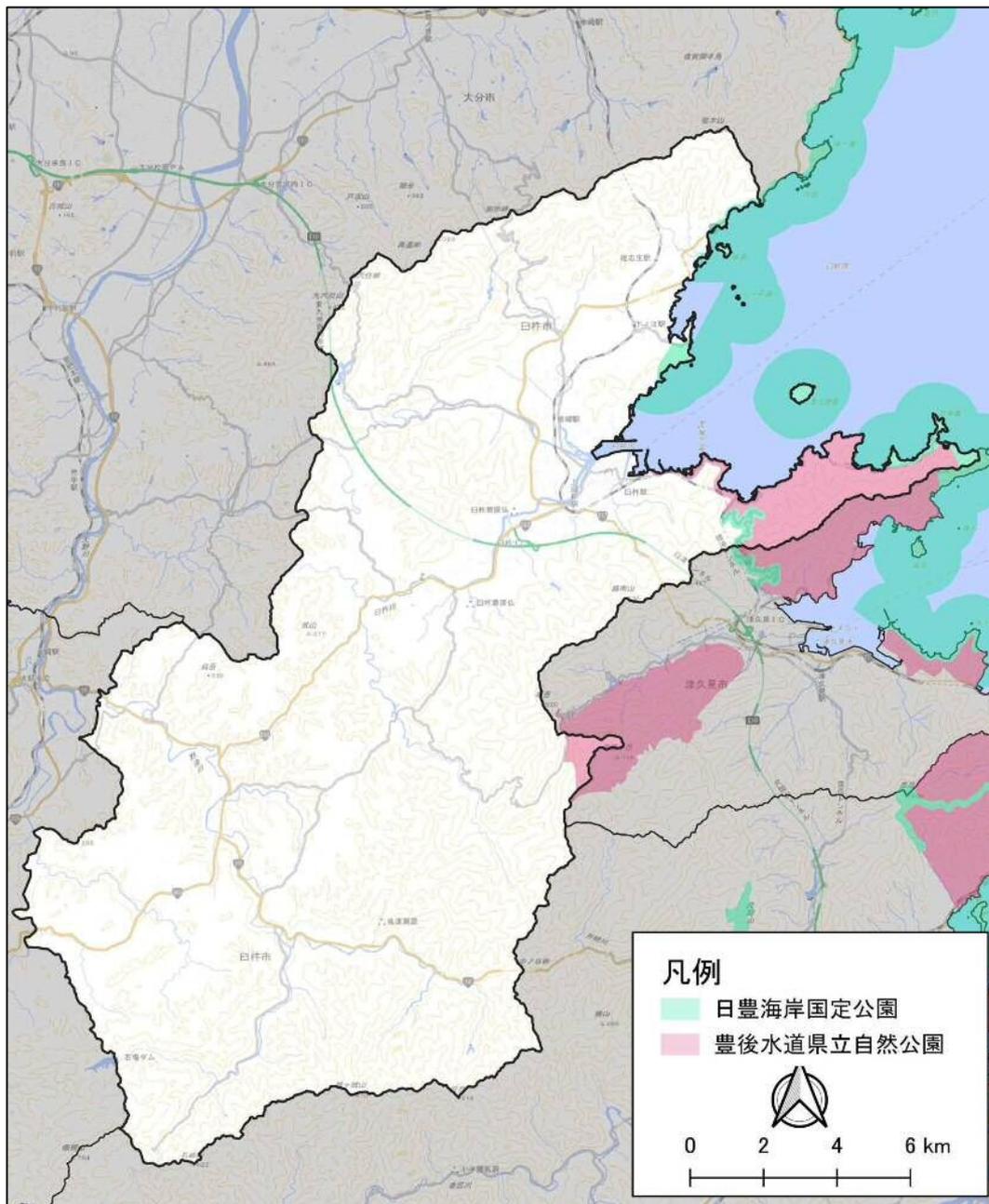
出典:「臼杵市文化財保存活用地域計画(素案)」(臼杵市、臼杵市教育委員会)

## 2.2.2 自然環境

### (1) 自然公園等

本市は臼杵川や臼杵湾など豊かな水辺に恵まれています。本市の佐志生地区の海岸から中津浦地区に至る海域と、東深江漁港から泊ヶ内漁港に至る海域、並びに津久見島一帯の海域などが日豊海岸国定公園に指定されています。

また、長目半島一帯と臼杵市、津久見市にまたがる碁盤岳一帯が豊後水道県立自然公園に指定されており、それらの区域では、建築、地形の改変や水面の埋め立て等の行為が制限されています。



出典:「地理院地図淡色地図」(国土地理院)  
「国土数値情報(行政区域、自然公園区域(H22)、河川)」(国土交通省)

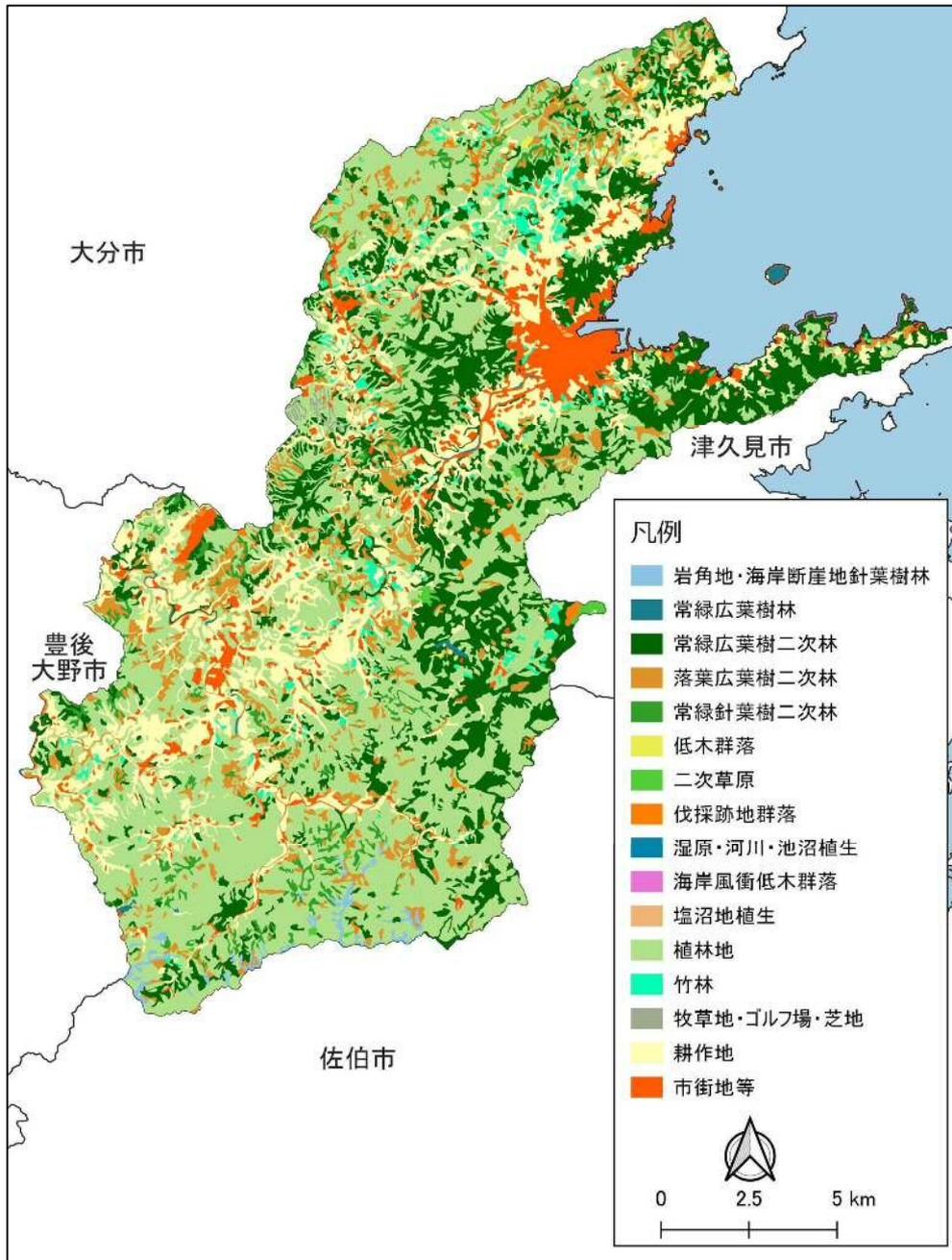
図 2-25 本市内の自然公園等

## (2) 動物と植物

本市には、大分県の天然記念物に選定されている日吉社のコジイ林、野津地域のキンメイモウソウ、津久見島のみかどアゲハなど貴重な動植物群が存在しています。

臼杵川河口干潟や下ノ江海岸には、温帯のマングローブ林と言われるハマボウ大群落、フクド、ハマサジ、ハママツナなどの塩生植物群落や干潟の希少な動植物と豊かな生態系に恵まれています。

今後は、これらの生物の生息地となる海・山・川などの保全を図るなかで、身近な生物とのふれあいや、貴重な動植物の保護を推進する必要があります。



出典:「1/2.5万現存植生図」(環境省自然環境局生物多様性センター)  
「国土数値情報(行政区域)」(国土交通省)

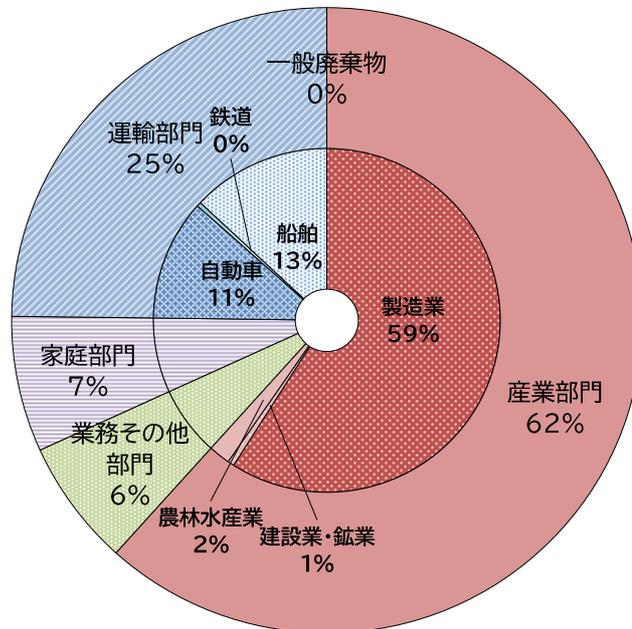
図 2-26 本市の植生

## 2.2.3 地球環境

### (1) 地球温暖化

国の統計データによると、本市の温室効果ガス排出量は、2020(令和2)年度で584千t-CO<sub>2</sub>となっています。部門別にみると産業部門が約60%を占めており、家庭部門は7%となっています。

本市では、温室効果ガスの排出量の削減を推進するために、2008(平成20)年度より「臼杵市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の施設(本庁舎、教育委員会、消防署、水道事業所など)について、エネルギー(電気、ガソリン、軽油、A重油、灯油、LPG)の使用量を把握し、省エネルギーの促進に努めてきました。なお、2023(令和5)年度の「臼杵市地球温暖化対策実行計画」の改訂では、市内の住民・事業者も含んだ排出削減計画である「区域施策編」が新たに策定される予定となっており、本市の温室効果ガスの削減に向けての取り組みをますます拡大していきます。



出典:「自治体排出量カルテ(臼杵市)」(環境省)

図 2-27 温室効果ガス排出量の内訳(令和2年度)

## (2) 再生可能エネルギー

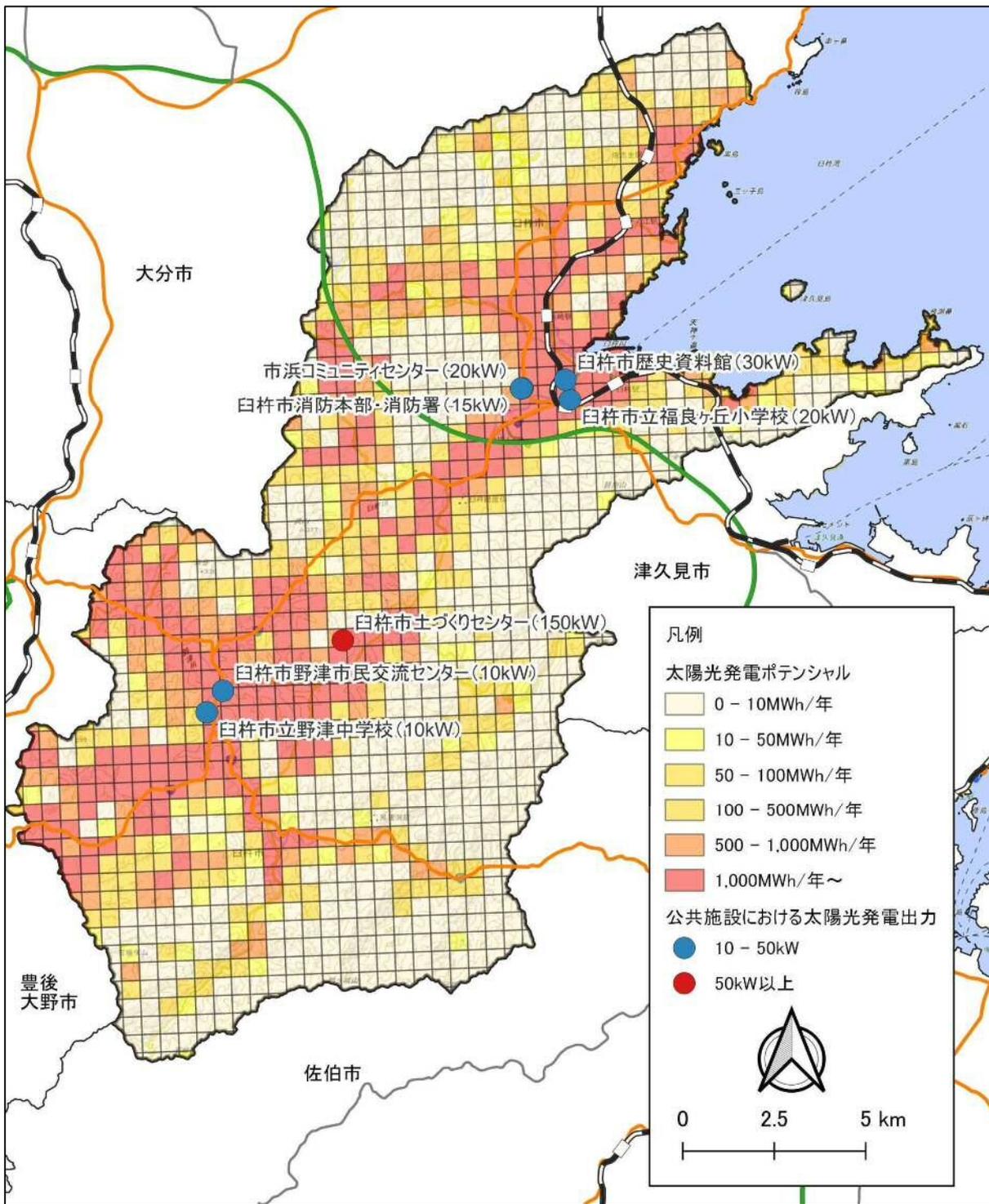
---

本市では、北東から南西に広がる平野や台地部に太陽光発電ポテンシャルが高い地域が分布しています。一方で、山間部には風況条件に恵まれているエリアが複数存在しており、大分市との市境にあたる尾根筋では、最大設備容量合計 14,000kW の風力発電施設（大分ウインドファーム風力発電所）が 2023（令和 5）年に稼働を開始しました。

市内では、臼杵市土づくりセンター（出力 150kW）、資料館、小中学校、消防署等の公共施設を中心とした太陽光発電設備の導入が進められており、2022（令和 4）年現在では合計すると 200kW 以上の出力となっています（出典：エコちよる 2022 おおいた地球温暖化対策ハンドブック）。

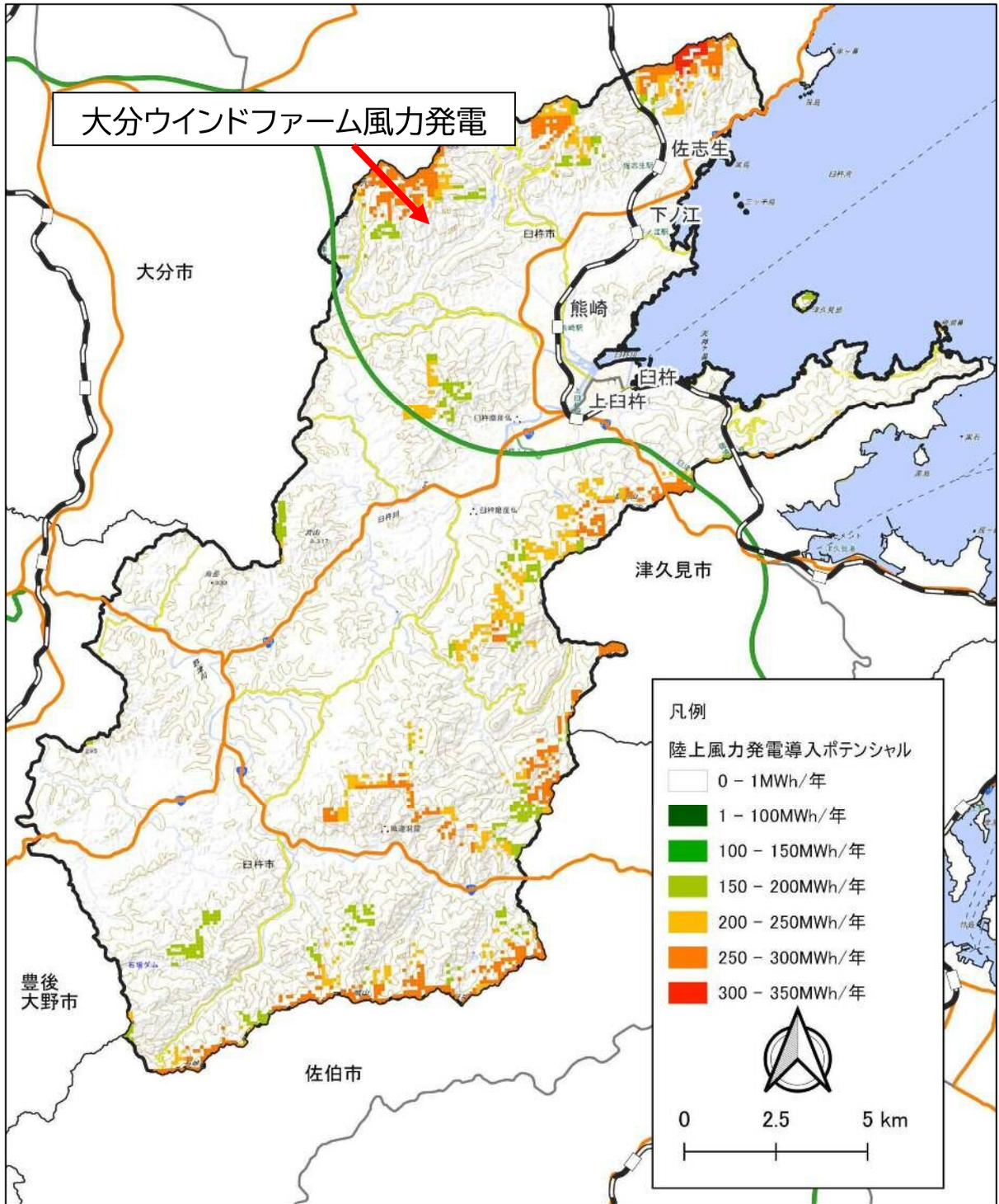
また、大分県では 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素削減の取り組みを推進するため、2023（令和 5）年度に自家消費を行う太陽光発電設備および蓄電池を導入する経費に対して補助を行うなど民間への普及に対しての取り組みも進めており、2023（令和 5）年 3 月末現在では本市管内に大小合わせて 1,846 基の太陽光発電施設が設置されました（出典：資源エネルギー庁）。

市では太陽光だけでなく、平成 27 年 3 月に策定された「臼杵市バイオマス産業都市構想」に基づき、市内のバイオマスを活用したエネルギーの創出も計画されています。また、市内では地域新電力事業者により、市内で発電した電力を市内の事業所や家庭に供給するエネルギーの地産地消が図られています。



出典:「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]」(環境省)  
「国土数値情報(緊急輸送道路、高速道路時系列、鉄道、行政区域)」(国土交通省)  
「地理院地図淡色地図」(国土地理院)、「エコちよる 2022 おおいた地球温暖化対策ハンドブック」(大分県)

図 2-28 太陽光発電導入ポテンシャルおよび太陽光発電が導入されている公共施設



出典:「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]」(環境省)  
「国土数値情報(緊急輸送道路、高速道路時系列、鉄道、行政区域)」(国土交通省)  
「地理院地図淡色地図」(国土地理院)、「エコちよる 2022 おおいた地球温暖化対策ハンドブック」(大分県)

図 2-29 本市の陸上風力発電導入ポテンシャル

### (3) バイオマス

市内のバイオマスの有効利用の取り組みとして、市内の「土づくりセンター」での草木類を主原料とした完熟堆肥「うすき夢堆肥」の製造が行われています。「うすき夢堆肥」は、市内の有機農業に利用され、「ほんまもん農産物」など農産物の高付加価値化に寄与しています。



出典: 臼杵食文化創造都市推進協議会 HP  
URL: [https://gastronomy-usuki.com/food\\_culture](https://gastronomy-usuki.com/food_culture) [2023年12月閲覧]

図 2-30 臼杵市土づくりセンター

## 2.2.4 環境保全活動

### (1) 清掃・美化

本市では、住民主導の清掃ボランティアを市民生活の一部として根付かせる活動を推進するために、環境美化活動の一環として「ボランティア袋の配布」や「白杵市クリーンサポーター事業」に取り組んでいます。令和3年度はボランティア袋の配布数が13,760枚にのびりました。また、自治会等からの申請を受け、「ポイ捨て禁止・不法投棄防止」等の看板を無償で交付しています。



図 2-31 清掃・美化運動

## (2) 地球環境保全

---

本市では、夏季の節電・省エネ対策の一環として、「緑のカーテン」を設置し、臼杵庁舎を中心に各施設でゴーヤの植付けを行っています。臼杵庁舎で収穫したゴーヤは、市民に無料配布しています。

また、地球温暖化防止活動の一環として、県が行うノーマイカーウィークの取り組みにモニター事業所として臼杵市役所が登録参加しています。ノーマイカーウィークの6、9、11、12、3月の期間中（1日～7日の1週間）、通勤時における公共交通機関や、徒歩・自転車の利用を推奨することで、二酸化炭素排出量の削減に努めています。



図 2-32 臼杵庁舎でのゴーヤの植え付け

## 2.3 アンケート調査結果

### 2.3.1 市民アンケート

#### (1) 満足度と重要度

2023年(令和5)年10月に実施した環境に関する市民アンケート各項目の満足度および重要度について、平均値の分布図を次ページに示しました。アンケートの19項目について回答者の満足度(「満足」4点、「やや満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点)と重要度(「重要」4点、「どちらかという重要」3点、「あまり重要でない」2点、「重要でない」1点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出し、本計画立案時の2018(平成30)年7月に実施した同様のアンケートの結果からの変化と併せて図化しました。

19の項目全体の満足度の平均点が2.84点となっており、2018年の平均点2.72点より高い結果となりました。一方で重要度は平均点が3.36点で、2018年の平均点からの変化はなくすべての項目で「どちらかという重要」の3点を上回る結果となっており、市民の環境への関心の高さが伺えます。

満足度、重要度のそれぞれの19の項目全体の平均値を基準に調査項目を4つに分割しました。満足度・重要度ともに高かったものには、「空気のきれいさ」、「山や川などの自然の豊かさ」、「海・川などの水のきれいさ」などがあり、市民が豊かな自然環境を高く評価していることが伺えます。また、「ごみの分別区分や収集頻度」、「ごみの減量及びリサイクル」などごみ処理についても満足度・重要度ともに高い評価となっています。これらの項目についてはいずれも2018年の調査よりも満足度が向上しており一定の効果がみられたことから、今後も継続して自然環境の継承と循環型社会に関する施策を推進していきます。

一方で、「自然災害に対する安全性」、「公共交通機関の利用のしやすさ」、「ごみの投げ捨てや不法投棄の防止対策」などの項目については比較的満足度が低いものの、重要度が高く評価されており、満足度の向上に向けた施策の検討が必要であると考えます。

また、2018年の調査との変化に着目すると、重要度や満足度を大きく伸ばしたのは、「外来生物の移入対策」や、「身近な自然に生息する動植物」といった項目でした。2023年に現在の重要度は他の項目と比べてそれほど高いわけではありませんが、生態系に対する市民の意識が高まりつつあることが伺えます。

## 満足度・重要度分布図（市民アンケート）

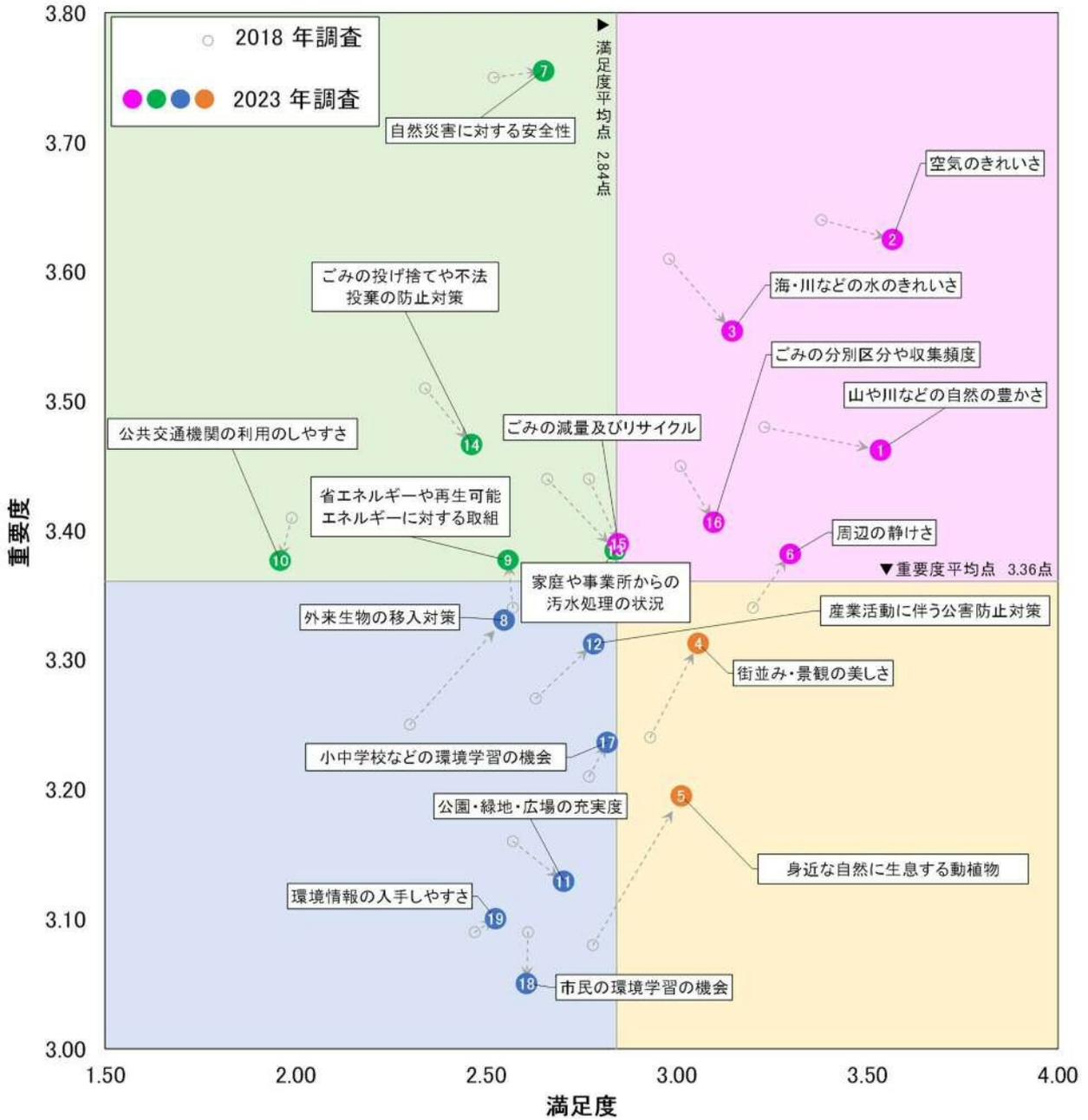


図 2-33 市民アンケートでの満足度・重要度の平均値の分布図

表 2-13 市民アンケートでの満足度・重要度の平均値

	項目	満足度			重要度		
		点数	順位	2018年からの増減	点数	順位	2018年からの増減
1	山や川などの自然の豊かさ	3.53	2/19	+0.30	3.46	5/19	-0.02
2	空気のきれいさ	3.57	1/19	+0.19	3.63	2/19	-0.02
3	海・川などの水のきれいさ	3.15	4/19	+0.17	3.55	3/19	-0.06
4	街並み・景観の美しさ	3.06	6/19	+0.13	3.31	13/19	+0.07
5	身近な自然に生息する動植物	3.01	7/19	+0.23	3.20	16/19	+0.12
6	周辺の静けさ	3.30	3/19	+0.10	3.38	9/19	+0.04
7	自然災害に対する安全性	2.65	13/19	+0.13	3.76	1/19	+0.01
8	外来生物の移入対策	2.55	16/19	+0.25	3.33	12/19	+0.08
9	省エネルギーや再生可能エネルギーに対する取組	2.56	15/19	-0.01	3.38	10/19	+0.04
10	公共交通機関の利用のしやすさ	1.96	19/19	-0.03	3.38	11/19	-0.03
11	公園・緑地・広場の充実度	2.70	12/19	+0.13	3.13	17/19	-0.03
12	産業活動に伴う公害防止対策	2.78	11/19	+0.15	3.31	14/19	+0.04
13	家庭や事業所からの汚水処理の状況	2.84	9/19	+0.18	3.38	8/19	-0.06
14	ごみの投げ捨てや不法投棄の防止対策	2.46	18/19	+0.12	3.47	4/19	-0.04
15	ごみの減量及びリサイクル	2.85	8/19	+0.08	3.39	7/19	-0.05
16	ごみの分別区分や収集頻度	3.10	5/19	+0.09	3.41	6/19	-0.04
17	小中学校等の環境学習の機会	2.82	10/19	+0.05	3.24	15/19	+0.03
18	市民の環境学習の機会	2.61	14/19	-0.00	3.05	19/19	-0.04
19	環境情報の入手しやすさ	2.52	17/19	+0.05	3.10	18/19	+0.01
	平均点	2.84	-	+0.12	3.36	-	+0.00

## (2) 将来に残したい臼杵の場所や文化

将来に残したい場所や文化として、山、海、川などの自然が最も多く、16%の回答がありました。次に多いのは、寺社・史跡が約13%でした。

具体的な場所や文化としては、自然では、鎮南山、白馬溪、風景では、城下町の街並み、寺社・史跡では、国宝臼杵磨崖仏や臼杵城跡、活動・風習では、祇園祭等の回答が多く挙げられました。

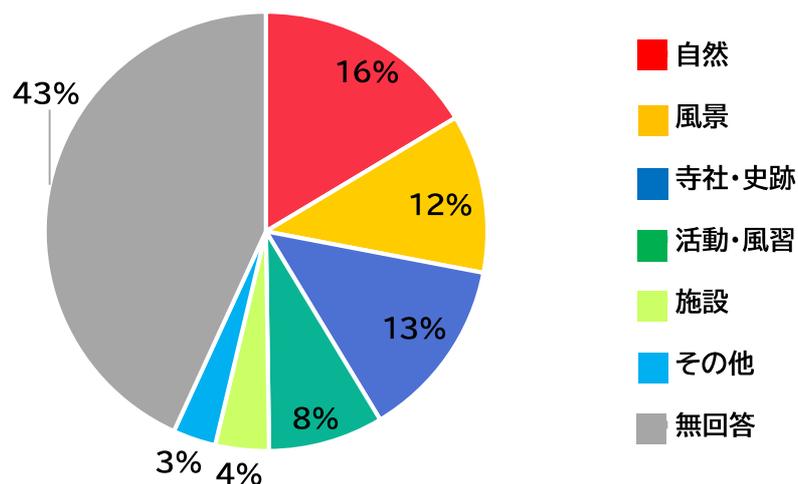


図 2-34 将来に残したい場所や文化

表 2-14 回答が多かった具体的な場所や文化

分類	具体的な場所や文化等
自然	山(諏訪山、鎮南山、大岩など)
	海(海岸線、日豊海岸、黒島、的ヶ浜海水浴場の干潟など)
	川(白馬溪、野津川、臼杵川、湧水など)
	風連鍾乳洞
風景	城下町(二王座)の町並み
	臼杵公園 (桜、イチヨウ)
寺社・史跡	臼杵城
	臼杵石仏
活動・風習	地域の祭り(祇園祭、竹宵祭りなど)
	郷土の食文化(醸造業、有機農業など)

## 1) 事業所アンケート

事業所における環境保全への取り組みは、ごみの減量・リサイクル、空調機フィルタの定期的な清掃、LED照明への更新等の身近なことについては取り組みが進んでいます。

一方で、高効率熱源への更新や省エネ診断の実施など、新たに大規模な施設の導入を行うものや外部の期間に調査を依頼するものについては取り組みがあまり進んでいないため、今後の課題と考えられます。

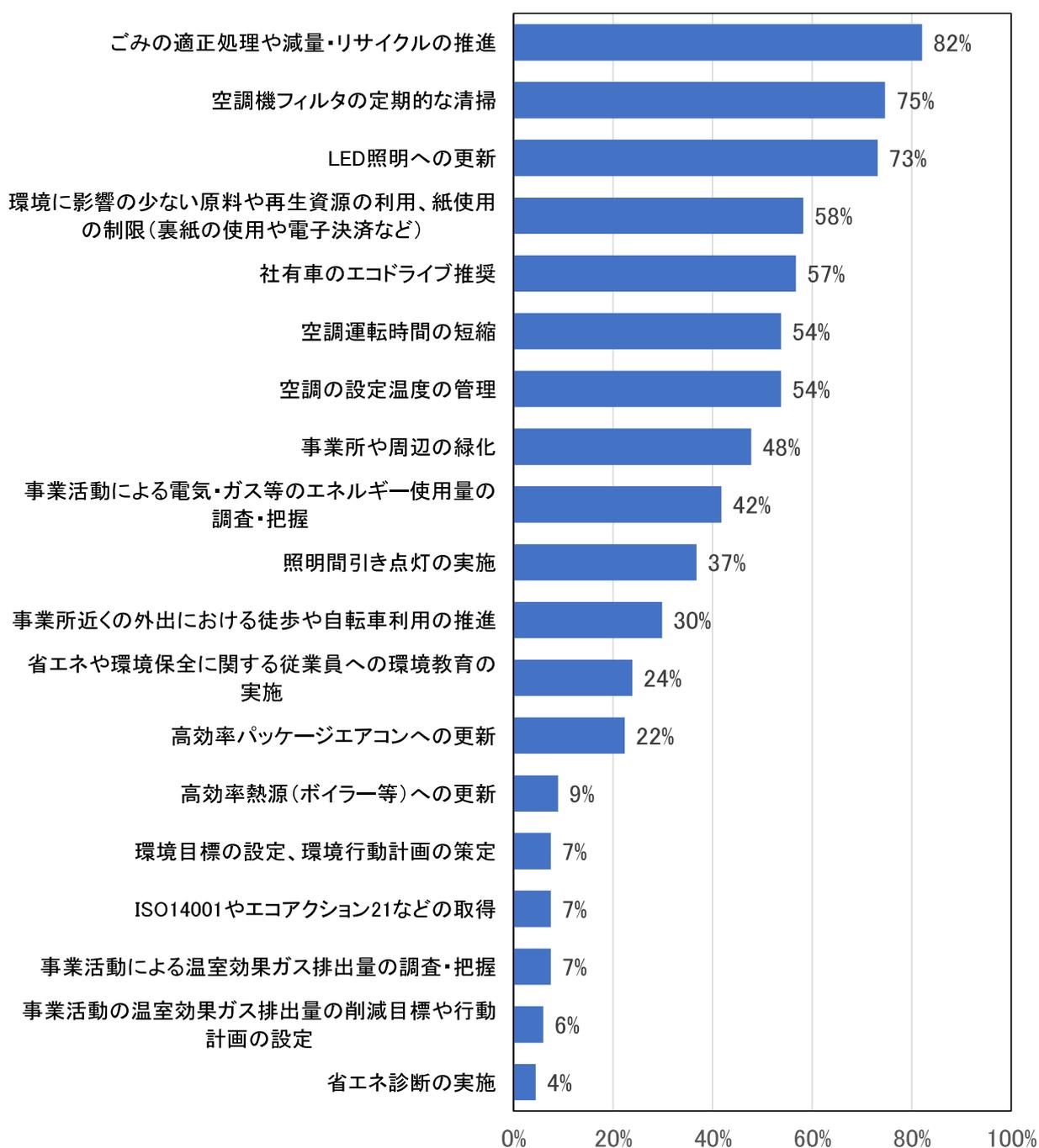


図 2-35 事業者の環境保全への取り組み

## 第3章 計画の目標

### 3.1 将来の環境像

本市は、山と海に囲まれた豊かな自然環境が生活の身近に存在し、古くからの歴史や文化を感じられる生活環境を有しています。

この快適な環境を将来へ引き継いでいくためには、市民・事業者・行政が環境面での将来像を共有し、一体となって環境保全をめざした様々な取り組みを行なっていくことが大切となることから、本計画における将来の環境像は次のように定めます。

わ　　こころ　　しぜん　　きょうせい  
環の心で　自然と共生するまち　うすき

“環の心”の部分には、臼杵の持つ豊かな自然“環”境を大切にす、循“環”型社会を目指すという意味だけでなく、“環”を「わ」と読むことで、市民・事業者・行政がみんなて手を携えて取り組んでいく（輪）という意味、臼杵に古くから残されてきた歴史的資源（和）を大切に守っていくという意味にもつながります。

また、人間は自然の中で生かされている認識を持ち、豊かな自然環境の保全と市民の快適な住環境整備とのバランスを取りながら持続可能な発展を目指すということから、“自然との共生”という言葉を使っています。

## 3.2 施策の目標

本市の目指す環境像を実現するため、計画の対象範囲とした4つの分類ごとに環境目標を定めました。

### I 生活環境

#### 安全で快適なまち

良質な水・空気・土壌環境を維持し、有害物質などの心配のない安全で快適な生活環境が保たれたまちを目指します。



### II 自然環境

#### 豊かな自然と共生するまち

豊かな自然環境の中で生活することの大切さを市民や事業者とともに考え、人と自然が共生できる生活環境を守り続けていきます。



### III 地球環境

#### 地球にやさしく行動できるまち

地球環境問題に対し、市民・事業者・行政が協力・連携し、地球にやさしい取り組みを推進します。

また、再生可能エネルギーの活用を推進すると同時に、二酸化炭素の吸収源である森林を適正に保全し、温室効果ガスの排出の削減を目指します。



### IV 環境保全

#### みんなで取り組む環境保護

市民・事業者・行政が環境問題の重要性を認識し、理解を深めながらみんなで環境保全活動を推進するまちを目指します。



図 3-1 環境目標

### 3.3 施策の体系

本計画の施策の体系を以下に示します。環境像の実現のための4つの環境目標と、その目標ごとに推進していく取り組みとして基本施策があります。これらの取り組みの総称を“ほっとチャレンジ”とし、これから市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいきます。

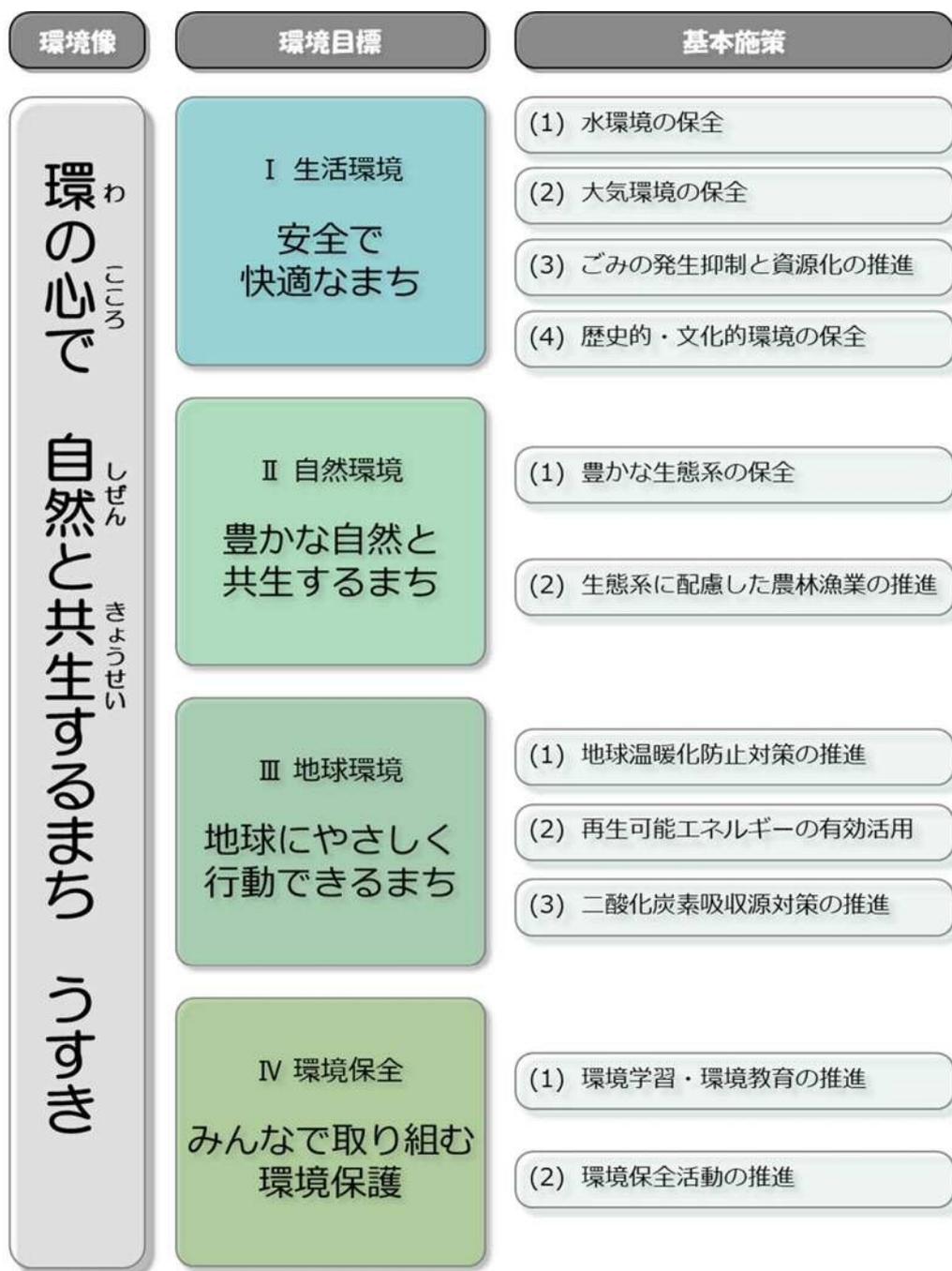


図 3-2 施策の体系

## 第4章 推進する施策



### 4.1 生活環境（安全で快適なまち）

#### 4.1.1 基本施策1:水環境の保全

##### (1) 現状と課題

本市では、臼杵川をはじめ、野津川、末広川などが市内を流れており、それらの川沿いの水田や畑地、河川の流末となる臼杵湾などに、豊かな恵みをもたらしています。

こうした中で、本市では未だ多くの単独処理浄化槽が使用され、生活系の排水が河川に流れ込んでいることから、合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理に対する意識啓発などを促進し、水環境を保全しなければならないことが課題となっています。

また、県と協力し、民間企業の工場から排出される排水の監視および指導を強化することも課題となっています。

##### (2) 施策の方向性

###### 方向性1：

良好な水質を今後も維持するため、関係機関と連携し河川等の監視を行います。

###### 方向性2：

生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽や既に設置済みの単独処理浄化槽の適正な維持管理を関係機関と連携して推進します。

###### 方向性3：

河川浄化に関する啓発に努めるとともに、水路の維持管理活動を推進します。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-1 水環境の保全のための具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①合併処理浄化槽の普及推進	設置費助成により単独浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽への計画的転換を推進します。	上下水道課
②浄化槽の適正な維持管理の推進	浄化槽設置者が浄化槽を適正に維持管理するよう啓発推進します。	中部保健所 上下水道課
③生活排水の適正処理の促進	汚濁負荷の大きい家庭用の食用油などの排出について適正処理や情報提供を行います。	環境課
④監視体制の整備	関係機関と連携し、臼杵湾や各種河川等の公共用水域の水質監視を行います。	環境課
⑤河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出やごみの回収などの支援を行います。	環境課
⑥河川汚濁対策の強化	河川工事などによる河川汚濁の対策強化を図るため、請負業者などへの啓発・指導を行います。	建設課 上下水道課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 単独浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽（し尿だけでなく、全ての生活雑排水を浄化）に転換しましょう。
- 浄化槽の設置者は、年に1回の法定検査や専門業者による保守点検や清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。
- 調理くずや食べ残したものの、廃食用油は、台所の排水口に捨てずに適正に処理を行いましょう。
- 水路の清掃などの維持管理活動に積極的に参加しましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 単独浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換しましょう。
- 浄化槽の設置者は、年に1回の法定検査や専門業者による保守点検や清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。
- 調理くずや食べ残したものは、台所の排水口に流さないようにしましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の実施により、地下水への負荷の低減に努めましょう。

##### 《市の取り組み》

- 単独浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- 関係機関（中部保健所）と連携し、浄化槽の保守点検や清掃などの適正な維持管理を市民や事業者に啓発します。
- 関係機関と連携し、臼杵湾や各種河川等の公共用水域の水質の監視を行います。
- 工場等からの未処理排水や化学物質の漏洩防止に関する監視・指導を行います。
- 河川工事による河川汚濁を防止するための啓発・指導を行います。

図 4-1 水環境の保全に対する各主体の取り組み

(5) 成果指標

表 4-2 水環境の保全に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①河川BOD 環境基準達成率	%	100	66.7* (2021)	100	中部保健所 環境課
②海域COD 環境基準達成率	%	100	100* (2021)	100	中部保健所 環境課
③生活排水処理率	%	66.7	71.5	77.9 (2025)	上下水道管理課
④合併処理浄化槽 補助設置基数	累計基	1,695	2,058	2,445 (2027)	上下水道管理課
⑤浄化槽設置 普及促進活動	累計地区	3	0	33 (2027)	上下水道管理課
⑥河川・水路の清掃	延べ件数	64	40	64	環境課

\*出典：「令和4年度版環境白書 -おおいとの豊かな環境を未来へ-」（大分県、令和5年3月）

## 4.1.2 基本施策2:大気環境の保全

### (1) 現状と課題

県が実施している二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値は、環境基準値未満で推移しており、大気は概ね良好な状況となっています。

市民アンケート調査結果から、「空気のきれいさ」について満足度が高く、重要度が高いとの回答が多く、生活環境の保全は、引き続き取り組むことが求められています。

そのため、良好な大気環境を維持するために、行政による適切な指導を行うと同時に、市民や事業者は周辺環境に配慮した行動をとることが、重要な要素となります。

### (2) 施策の方向性

#### 方向性1：

大気汚染物質の状況は、県と連携した情報収集網を構築するとともに、市民への迅速な情報提供に努め、大気汚染による健康被害の防止に努めます。

#### 方向性2：

国が禁止している野外焼却については、市民や事業者に啓発・指導を実施します。

### (3) 具体的な取り組み

表 4-3 大気環境の保全に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①大気汚染物質に関する監視と情報提供	県などが測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、注意報発令時に市民に周知し、健康被害の防止を図ります。	環境課
②野外焼却対策	野外焼却禁止の啓発・指導を行います。	環境課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 野外でのごみの焼却はやめましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 野外でのごみの焼却はやめましょう。
- 近隣の迷惑となるような悪臭を発生させないように配慮しましょう。

##### 《市の取り組み》

- 野外でのごみの焼却や工場の排煙などの監視体制を強化します。
- 工場や事業所に対して、県と協力し、排出基準の遵守や化学物質の管理・使用削減などに関する啓発・指導を行います。

図 4-2 大気環境の保全に対する各主体の取り組み

#### (5) 成果指標

---

表 4-4 大気環境の保全に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
① 野外焼却に対する 苦情件数	件	6	14	2	環境課
② 空気のきれいさの 満足度の割合 (アンケート調査)	%	87	93 (2023)	90	環境課

#### 4.1.3 基本施策3:ごみの発生抑制と資源化の推進

---

##### (1) 現状と課題

---

本市では循環型社会の形成のため、市民・事業者・行政が連携して3R運動（ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源化して再利用する（リサイクル））を推進し、ごみの発生抑制と資源化に取り組んでおり、総排出量は減少傾向となっていますが、リサイクル率が下がっている状態となっています。

なお、不法投棄防止に対しては、パトロールなどによる監視を行っていますが、不法投棄は毎年確認されています。

##### (2) 施策の方向性

---

###### 方向性1：

循環型社会の形成を図るため、市民・事業者・各種団体や行政が協力して、ごみの減量化や資源化に取り組むことにより、ごみ処理に伴う環境負荷の低減およびごみの適正処理に努めていきます。

###### 方向性2：

資源化の推進については、各種リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。

###### 方向性3：

各主体のごみ減量化に対する意識を高めるため、イベント時のビラ配布などによる啓発、出前講座などによる環境学習の機会の充実、廃棄物の発生量などに関する情報の提供などを推進します。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-5 ごみの発生抑制と資源化の推進に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	担当課
①ごみの分別の徹底	市民に対し、ごみ収集カレンダー、分別辞典を配布し、ごみ出しルールの徹底を図ります。	環境課
②広域処理に向けた協議実施	周辺自治体と連携を図り、広域処理に向けた協議などを行います。	環境課
③循環型社会形成の促進	周辺自治体と連携してごみの排出抑制やごみ減量化・再利用・資源化を進める循環型社会形成を促進します。	環境課
④資源化・減量化に向けた積極的な情報提供	店頭回収を行っている店舗、生ごみ堆肥化の利用方法に関する情報および地域のコミュニティでのごみの資源化や減量化に関する取り組みなどを積極的に広報することにより、市民の意識向上を図ります。	環境課
⑤フリーマーケットの開催	フリーマーケットの開催等について、ホームページなどを活用し、市民へ積極的に情報を発信します。	環境課
⑥不法投棄防止対策	不法投棄防止のため、啓発用看板による注意喚起・パトロールによる監視強化を行い、あわせて広報誌などで啓発を図ります。	環境課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- ごみの排出を少なくするようなライフスタイルに見直しましょう。
- ごみの分別は、地域ごとに定められたルールに沿って、正しく分別して出しましょう。
- ごみの野外焼却や不法投棄はやめましょう。
- リサイクルショップ、フリーマーケットなどを活用しましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- ごみの排出抑制やリサイクルの推進に努めましょう。
- 事業所で発生したごみは、決められたルールに従い、適正に処分しましょう。
- 農業用の廃プラスチックなどは、法律に基づき、適正に処分しましょう。
- ごみなどを運搬する時は、道路などに飛散しないよう飛散防止用シートを使用しましょう。
- ごみの野外焼却および不法投棄はやめましょう。

##### 《市の取り組み》

- ごみの発生抑制のため、4R 運動の推進、ごみ分別に関する啓発を行います。
- 正しく分別されたごみは、適正に処理・処分します。
- 不法投棄をさせないための監視体制を強化します。

図 4-3 ごみの発生抑制と資源化の推進に対する各主体の取り組み

(5) 成果指標

---

表 4-6 ごみの発生抑制と資源化の推進に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①市民1人1日あたりの 収集ごみ排出量	g	542	629	538	環境課
②ごみのリサイクル率	%	13.6	11.5	14.0	環境課
③ごみの分別徹底に取り 組んでいる市民の割合 (アンケート調査)	%	83.9 (いつもして いる割合)	データなし	85	環境課
④ごみ不法投棄件数	件	18	21	10	環境課

#### 4.1.4 基本施策4:歴史的・文化的環境の保全

---

##### (1) 現状と課題

---

本市には、歴史的・文化的価値を有する指定文化財や、歴史的価値のある物語や民話が数多く残されています。

これらの文化遺産は、歴史的・文化的価値を有しているものの、その価値を説明する案内板が未設置であるなどガイダンス機能が不十分な状況にあります。市内に点在する多数の文化遺産を広く情報発信し、より多くの人に興味・関心を持ってもらうため、文化遺産の説明板や案内板、誘導サイン、パンフレットなどの作成や、歴史および文化遺産の魅力を伝える観光ガイドの育成・学習会など臼杵の魅力向上を図る必要があります。

あわせて、城下町のシンボルともいえる臼杵城址、町八町地域、国宝臼杵石仏、多くの寺院、国内最大規模の下藤地区キリシタン墓地などは、観光資源として大きな魅力を有しており、臼杵を訪れた方が再度訪れたいくなるような観光施策を実施し、より磨きをかけてその魅力を引き立たせる必要があります。

##### (2) 施策の方向性

---

###### 方向性1：

本市の優れた歴史・文化的財産の保存を図るため、指定文化財の保護管理を推進します。

###### 方向性2：

郷土の歴史や文化に対する理解と関心を促進するため、歴史的・文化的イベントを開催するなど、伝統文化に対する保存伝承を推進します。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-7 歴史的・文化的環境の保全に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①文化財の保存	市内の指定文化財の保全・活用に努めます。	文化・文化財課
②文化財の展示機能の 充実・整備	市の歴史資料館における文化財の展示機能の充実・整備を図ります。	文化・文化財課
③文化財の保護啓発	国県および市指定文化財などの保護のための適正な管理・整備を啓発します。	文化・文化財課
④歴史的文化遺産の活用	歴史的文化遺産を市の広報誌やホームページに掲載し、イベントの開催など、観光の活性化を図ります。	文化・文化財課
⑤景観計画に基づいた 良好な景観形成の推進	「臼杵市景観計画」に基づき、それぞれの景観地域ごとに良好な景観形成に努めます。	都市デザイン課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的・文化的資源の保存に協力し、継承に努めましょう。
- 地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継ぎましょう。
- 住宅を建設する時は、周辺環境との調和を図り、良好な景観形成に努めましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的・文化的資源の保存に協力し、継承に努めましょう。
- 大規模な建築物の建設や開発を行う際には「臼杵市景観条例」や「臼杵市景観計画」を守り、周囲の景観と調和を図りましょう。

##### 《市の取り組み》

- 文化遺産の情報を広く発信するための環境づくりを行います。
- 文化遺産や観光施設を楽しむための教室や催しを行います。
- 国宝臼杵石仏を訪れた方が再度訪れたいくなるように、四季の花（芝桜、蓮の花、コスモスなど）を楽しめるなどの周辺環境整備や仕組みづくりに取り組みます。
- 「臼杵市景観計画」に基づき、景観を損ねるおそれのある事案について、指導を行います。

図 4-4 歴史的・文化的環境の保全に対する各主体の取り組み

(5) 成果指標

---

表 4-8 歴史的・文化的環境の保全に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①臼杵市歴史資料館入 館者数	人	5,191	6,433	8,000	文化・文化財課
②景観形成実施家屋の 累積件数 (歴環事業含む H3～)	件	255	282	310	都市デザイン課

## 4.2 自然環境（豊かな自然と共生するまち）

### 4.2.1 基本施策1:豊かな生態系の保全



#### (1) 現状と課題

本市では、里山や海、川などの様々な環境の中に、多くの動物や植物が生息しています。

特に、津久見島には、県の天然記念物であるミカドアゲハや希少な植物種が生息し、貴重な生態系が育まれています。また、佐志生海岸周辺は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として環境省より抽出されています。

希少動植物が多く生息・生育している里山や河川においては、環境に配慮した保全が求められます。また、生態系への影響が懸念される海外から持ち込まれた植物やペット等の外来生物に対する取り組みを推進する必要があります。

#### (2) 施策の方向性

##### 方向性1：

多様な生態系を育む里山や海、川などの環境を保全するための取り組みを推進します。

##### 方向性2：

希少動植物が生息・生育している環境に配慮し希少動植物の適正な保護を推進します。

##### 方向性3：

希少動植物が生息・生育する重要な地域では、関係団体などと連携した適切な情報収集や定期的な監視を行うことにより希少動植物の保護を推進します。

##### 方向性4：

良好な森林を維持し、希少植物を保護するため、シカやイノシシなどの有害鳥獣による森林被害を防止し、国・県や関係機関と連携した対策を推進します。

##### 方向性5：

生態系に影響を与えるおそれがある外来生物に関する情報提供を図るなど、適切な外来生物対策を推進します。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-9 豊かな生態系の保全に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①自然環境保全活動の促進	絶滅危惧種を含む多様な希少動植物が生息・生育していることの認識を高め、保全する活動を促進します。	環境課
②河川環境に配慮した工事	河川工事など水生動植物が増殖しやすい工法による工事発注などを行います。	建設課
③生態系に配慮した施設整備の推進	水路などの施設の整備においては、生態系に配慮して推進を図ります。	上下水道 工務課
④生物多様性に関する情報提供と啓発	生物多様性の重要性について、情報提供と啓発を図ります。	環境課
⑤特定外来生物に関する情報提供と啓発	生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の移入および拡大の防止のため、市民などに周知・啓発を図ります。	環境課
⑥特定外来生物の駆除	生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物についてボランティアや地元住民等と協力して駆除を行います。	環境課
⑦貴重な野生動植物の保護	市内に生息する貴重な野生動植物の適正な保護を推進します。	環境課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 身近な自然を認識し、環境保全の活動に協力しましょう。
- 地域や各種団体が行う自然観察会や自然体験活動に積極的に参加し、環境保全に対する意識向上に努めましょう。
- 希少動植物の生息・生育環境を守りましょう。
- 外来生物に関する正しい知識を身につけましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 開発工事の際には、希少動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。
- 身近な自然を確認し、環境保全の活動に協力しましょう。
- 外来生物を持ち込まないようにしましょう。

##### 《市の取り組み》

- 固有・外来動植物に関する正しい情報の周知を行います。
- 市内に生息する天然記念物や貴重な野生動植物の適正な保護を推進します。
- 生態系に影響を与える特定外来生物について、流入防止や駆除を行います。
- 生態系に配慮しながら、環境への影響を最小限にした河川工事を行います。

図 4-5 豊かな生態系の保全に対する各主体の取り組み

#### (5) 成果指標

---

表 4-10 豊かな生態系の保全に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	現況値 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①自然の豊かさの満足度 (アンケート調査)	%	82.7	90.8 (2023)	85	環境課
②特定外来生物の駆除の実施	件	1	23	10	環境課

## コラム：外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するために

1. 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
2. 捨てない ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。
3. 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

すなわち・・・

1. 生態系などへの悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、むやみに非自然分布域に「入れない」ことがまず重要で、
2. もし、すでに非自然分布域に入っており、飼っている外来種がいる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、
3. 野外で外来種が繁殖してしまっている場合には、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切というものです。環境省では、外来種に関わる際、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いしています。

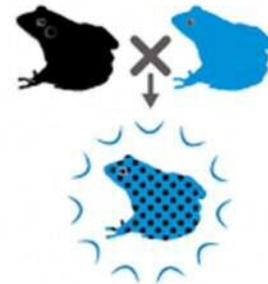
【捕食】外来種をたべる



【競争】外来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的錯乱】近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



出典：環境省

## 4.2.2 基本施策2:生態系に配慮した農林漁業の推進

### (1) 現状と課題

本市は、豊かな自然に恵まれ、身近に自然を感じられる環境にあります。

森林や水田は、雨が降った時に保水し、洪水や地すべりなどの災害を防止する役目も担っています。また、森林による肥沃な土壌の生産機能や雨水の浄化機能は、農業生産や漁業に恵みを与えています。しかし近年では農林業就業者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地や間伐が十分に行われない山林の増加といった問題が顕在化し、自然が本来持つ機能を保てない状況となりつつあります。

そのため、市民や事業者が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、「自然を守る」意識を向上させると同時に、自然保護の活動や市で取り組んでいる各種施策を周知することが必要です。

### (2) 施策の方向性

#### 方向性1：

田畑を本来の健全な姿に戻していくため「臼杵市土づくりセンター」で製造される完熟堆肥「うすき夢堆肥」の安定供給を行ない、化学肥料や化学合成農薬に頼らない「ほんまもん農業」を一層推進し、環境保全型農業の普及促進に努めます。

#### 方向性2：

市有林・民有林の整備や古木の間伐などによる山林の整備・調和に努め、景観に配慮した森林保全を推進すると同時に、自然に親しめる森林環境を整備します。

#### 方向性3：

美しい海を維持するために、市民や漁業者などと協力し、定期的な海岸清掃や海底耕うんなどに取り組みます。

#### 方向性4：

本市独自の認証制度による「ほんまもん農産物」や地元の水産物である「臼杵ん地魚」など、積極的に安全で安心な食材を提供し、地産地消に努めます。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-11 生態系に配慮した農林漁業の推進に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①「ほんまもん農業」の推進	農地やその周辺の生態系を保全するため、化学肥料・化学合成農薬に頼らず、環境にやさしい「ほんまもん農業」の推進を図ります。	有機農業推進室
②担い手の育成	自然環境の維持・保全を図るため、第一次産業への就業者の確保および担い手育成に努めます。	農林振興課 農林基盤整備室 産業観光課
③森林整備の推進	森林の持つ公益的機能を発揮するため健全な森林整備を推進し、環境に配慮した路網開設に努めます。	農林基盤整備室
④景観に配慮した森林保全の推進	人と自然が共生できる里山の森林保全を推進し、景観保全に努めます。	農林基盤整備室
⑤定期的な海岸清掃（海の日清掃など）	市民や漁業者などの協力のもと行われる清掃活動を支援し、美しい海の維持に努めます。	産業観光課 建設課 環境課
⑥地産地消の推進	農産物や水産物の認証・ブランド化を行ない、市内の飲食店や学校給食における地元食材の利用促進など、地産地消の取り組みを支援します。	有機農業推進室 産業観光課 学校教育課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 家庭において除草剤などを使用する際は、土壤環境に配慮しましょう。
- 再生可能な燃料として木材利用に努め、森林づくりにも協力しましょう。
- シカやイノシシなどからの被害を少なくするため、「①餌になるものを放置しない、②山林を整備して見晴らしを良くする、③防護柵を設置する、④追い払いや駆除をする。」などの自己対策を行いましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 化学肥料・化学合成農薬に頼らない環境保全型農業の実施により、土壤環境への負荷の低減に努めましょう。
- 除草剤などを使用する際は、土壤環境に配慮しましょう。
- 水源かん養機能の向上のために計画的な森林整備に努めましょう。
- シカやイノシシなどからの被害を少なくするため、「①餌になるものを放置しない、②山林を整備して見晴らしを良くする、③防護柵を設置する、④追い払いや駆除をする。」などの自己対策を行いましょう。
- 後継者などの担い手育成・確保に努めましょう。
- 関係機関などと情報共有を図り、環境保全に配慮した経営に取り組みましよう。

##### 《市の取り組み》

- 自然に親しめる森林環境の整備を推進します。
- UIJ ターンを促進し、農林漁業の担い手の確保をサポートします。
- 環境保全に配慮した情報提供等を行います。
- 農林水産業を活発化させ、安全で安心な食材を地産地消する取り組みを推進します。

図 4-6 生態系に配慮した農林漁業の推進に対する各主体の取り組み

(5) 成果指標

表 4-12 生態系に配慮した農林漁業の推進に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①新規農業就業者数	人	23	5	20	農林振興課
②新規林業就業者数	人	5	1	20	農林振興課
③新規漁業就業者数	人	2	7	10	産業観光課
④間伐実施面積	ha	130	34	200	農林振興課
⑤企業と共同して森林 管理を行ってもらう 森林面積	ha	6	0.14	10	農林振興課
⑥森林の多面的機能の 維持・増進のための 森林整備面積	ha	23	22.95	80	農林振興課
⑦海岸等の清掃の実施 (海の日清掃ほか)	回	5	4	5	環境課



## 4.3 地球環境（地球にやさしく行動できるまち）



### 4.3.1 基本施策 1: 地球温暖化防止対策の推進

#### (1) 現状と課題

地球温暖化問題は、自然の生態系および人類に様々な悪影響を及ぼす恐れがあるとされており、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障問題として認識されています。国は2020（令和2）年10月に菅前内閣総理大臣により「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」ことが宣言されました。さらに、2021（令和3）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減する方針が示されました。

そのため、各主体（市民・事業者・市）が環境に負荷を与えていることを自覚し、自主的に環境にやさしい行動、活動を行い、二酸化酸素の排出を抑制する必要があります。

本市では「クールビズ」や「ウォームビズ」、「ノーマイカーデー」などの取り組みを行っていますが、それだけでなく国や県、その他各種機関、団体と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進する必要があります。

#### (2) 施策の方向性

##### 方向性1：

市民や地域の団体、事業者等に対して、省エネルギーなどの環境負荷を減らすことができる各種取り組みを積極的に推進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。

##### 方向性2：

地球規模で進行するオゾン層破壊や地球温暖化の問題に対応するため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」および「自動車リサイクル法」に基づくフロン類の適正処理についての啓発を推進します。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-13 地球温暖化防止対策の推進に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①エネルギー使用量の削減	本庁舎をはじめ市の施設の電気などのエネルギー使用量の削減に努めます。	財務経営課
②防犯灯のLED化	自治会で維持・管理している防犯灯のLED化を促進し、地域全体で省エネルギーの推進を図ります。	市民課
③地球温暖化防止啓発活動の推進	地球温暖化に関する情報の提供と市民への啓発周知に努めます。	環境課
④省エネ車・低公害車の導入	公用車の省エネ車・低公害車の導入に努めます。	財務経営課
⑤公共交通機関の利用促進	JRや路線バスなどの公共交通機関の利用促進を図ります。	秘書・ 総合政策課
⑥ノーマイカー運動の推進	地球温暖化防止活動の一環として年5回通勤時のノーマイカー運動を積極的に推進します。	環境課
⑦省エネ・断熱改修およびZEH・ZEB化支援	建て替えやリフォーム時の省エネ・断熱改修およびZEHやZEB化を支援・促進します。	環境課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 家庭における省エネ状況を把握するため、環境家計簿の導入に努めましょう。
- 照明やテレビなど家電製品は、こまめに電源を切るなど待機電力の削減に努めましょう。
- エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。
- 節水を心がけるようにしましょう。
- 外出の時には、公共交通機関を利用するなどして自家用車の使用抑制に努めましょう。
- 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃料効率に配慮したエコドライブに努めましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 「クールビズ」や「ウォームビズ」の実践に努めるとともに、事務所や事業所などで使用する冷暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 事務所で使用するOA機器や照明は、こまめに電源を切るようにしましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- エコ製品やリサイクル製品など、環境にやさしいグリーン購入に努めましょう。
- 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 環境にやさしい事業活動を推進するため、ISO14001・エコアクション21などの環境マネジメントシステムの積極的導入に努めましょう。
- 節水を心がけるようにしましょう。
- 事業活動で使用する自動車を購入する際は、環境にやさしいクリーンエネルギー自動車の購入に努めましょう。

##### 《市の取り組み》

- 「クールビズ」や「ウォームビズ」の実践に努めます。
- 事務所で使用するOA機器や照明は、こまめに電源を切るようにします。
- 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- 市で使用する自動車は、環境にやさしいクリーンエネルギー自動車の購入に努めます。
- 地球温暖化に関する情報提供を行います。

図 4-7 地球温暖化防止対策の推進に対する各主体の取り組み

(5) 成果指標

---

表 4-14 地球温暖化防止対策の推進に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①市有施設における二酸化炭素排出量	t- CO <sub>2</sub>	6,013	4,237	3,502	環境課
②市内コミュニティバスの平均乗車率	人	2.75	2.17	2.97	秘書・ 総合政策課
③市内路線バスの利用者数	人	12,699	9,983	15,400	秘書・ 総合政策課

「COOL CHOICE」は、「2030年度に、温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）する」という国の目標達成のために、国民が、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。



身近な生活のなかで、未来のために、今選択できるアクションを選ぶ。  
私たちが無理なく楽しく、そして今から始められる“COOL CHOICE（=賢い選択）”

は、具体的に次のような取り組みがあります。

1. 低炭素型製品への買換え

- LED、エアコン、冷蔵庫、テレビなどの省エネ製品
- 高効率給湯器などの導入
- 高气密高断熱住宅の新築・リフォーム



2. 低炭素サービスの選択

- 公共交通の利用
- 都市部ではカーシェアリング
- 低炭素物流サービスの利用
- スマートメーターによる「見える化」



3. 低炭素なライフスタイル転換

- 家庭でのクールビズ、ウォームビズ
- エコドライブ、自転車の利用
- うちエコ診断による見える化



出典：JCCCA「クールチョイス！省エネガイド楽しく“節エネ”ライフ」および環境省ホームページ

## 4.3.2 基本施策2:再生可能エネルギーの有効活用

### (1) 現状と課題

本市では、太陽光はもとより、臼杵湾から吹く風、森林資源などエネルギーとして活用できる資源が豊富にあることから、こうした地域の資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの導入や普及を進めていくことは、本市の施策の重要な位置を占めています。

一方で、こうした再生可能エネルギーは、設備導入により二酸化炭素の排出量を抑制する効果は見込まれますが、景観や自然との調和、地域住民の生活環境や健康面への影響などが懸念されています。また、市内で発電した電力を市内で利用するエネルギーの地産地消によりエネルギーとお金を地域内で循環させることが重要となります。

### (2) 施策の方向性

#### 方向性 1 :

一般家庭における太陽光発電など自然エネルギーの利用促進に向け啓発を行います。

#### 方向性 2 :

「臼杵市バイオマス産業都市構想」に基づき、バイオマス発電施設の導入を民間企業と計画的に進めており、こうした未利用資源の有効活用も促進します。

#### 方向性 3 :

環境影響評価の対象となるような大規模な太陽光や風力発電等の導入については、地域住民と合意形成がなされていることを前提としたうえで、市としての指導・監視体制を整えるとともに、市民への正確な情報提供に努めることにより、潜在的な再生可能エネルギーの有効活用と自然環境の保全との両立を図ります。

#### 方向性 4 :

地元資源を最大限に活用し、地域内で作られたエネルギーを地域内で消費するエネルギーの地産地消により、エネルギーとお金の地域内循環を促進します。

(3) 具体的な取り組み

---

表 4-15 再生可能エネルギーの有効活用に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①再生可能エネルギー利用の啓発	一般家庭における太陽光・太陽熱など環境にやさしい再生可能エネルギーの利用を促進します。	環境課
②バイオマス利用の促進	市内に存在する「間伐材」などの未利用資源の有効活用を促進します。	秘書・ 総合政策課
③太陽光発電の導入支援・促進	耕作放棄地、荒廃農地等を活用した太陽光発電の導入支援および導入の促進を行います。	農業委員会
④再エネ電力の購入やカーボン・オフセットの導入支援・促進	再生可能エネルギーで発電した電力の購入や、カーボン・オフセットによるCO <sub>2</sub> 排出量の相殺などの導入支援および促進を行います。	環境課 農林振興課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 住宅の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。
- バイオマス等の再生可能エネルギーで発電された電力の導入を検討しましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 事務所や工場の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。
- バイオマス等の再生可能エネルギーで発電された電力の導入やカーボン・オフセットの利用を検討しましょう。

##### 《市の取り組み》

- 一般家庭における太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に向け啓発を行います。
- 再生可能エネルギーを活用したバイオマス発電等については、民間企業と連携を図り、より環境に配慮した導入方法等を検討し、推進するものとします。
- 大規模な開発を伴う再生可能エネルギー事業については、景観や自然環境への影響の低減および地域住民との合意形成が図られていることを前提とし、事後の公害防止や開発に関する協定の締結など、市としての指導・監視体制を整えるとともに、市民への正確な情報提供に努めます。

図 4-8 再生可能エネルギーの有効活用に対する各主体の取り組み

#### (5) 成果指標

---

表 4-16 再生可能エネルギーの有効活用に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2023)	目標値 (2028)	担当課
①市内の太陽光発電施設設置件数	件	1,517	1,846 (2023)	3,634	環境課

### 4.3.3 基本施策3:二酸化炭素吸収源対策の推進

#### (1) 現状と課題

本市の森林面積は市面積の約7割を占めており、豊富な森林資源を有しています。

こうした森林資源を有効に活用し、森林が持つ二酸化炭素吸収力による温暖化防止対策を推進する必要があります。

#### (2) 施策の方向性

##### 方向性1：

二酸化炭素の吸収源対策として、森林の適正な管理を図るとともに、企業や各種団体が行う森づくりを推進します。

##### 方向性2：

林業体験学習の推進や緑の募金などに対する周知徹底を図ることにより、吸収源対策としての森林保全の重要性についての啓発に努めます。

#### (3) 具体的な取り組み

表 4-17 二酸化炭素吸収源対策の推進に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①森林の適正管理	間伐の実施や竹林の対策など、森林の適正管理を推進します。	農林基盤整備室
②企業・団体が行う森づくりの促進	企業・団体と協力して森林環境保全に関する活動を行い、森林が二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防ぐための森づくりを促進します。	農林基盤整備室 産業観光課
③緑化の推進	都市公園や公共施設内での緑化を推進します。	都市デザイン課 財務経営課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 森林環境保全に関する活動に積極的に参加しましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 森林の公益的機能の維持増進のために適切な林地保全に努めましょう。
- 森林保全の重要性を理解してもらうために林業体験学習を推進しましょう。

##### 《市の取り組み》

- 森林の適正な管理を図ります。
- 企業や各種団体が行う森づくりを推進します。
- 緑の募金や、事業者が行う林業体験学習などに関する情報提供を含めたサポートを推進します。

図 4-9 二酸化炭素吸収源対策の推進に対する各主体の取り組み

#### (5) 成果指標

---

表 4-18 二酸化炭素吸収源対策の推進に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値	目標値 (2028)	担当課
①森林ボランティア 活動人数	人	50	20	200	農林振興課
②森林経営計画の 作成推進（累計値）	ha	320	438	400	農林振興課

適切に森林の整備・保全を行うことにより、森林の多面的な機能が発揮され、  
温室効果ガス削減の国際約束の達成に貢献するとともに、国民の安全で安心な暮らしを確保。

■ 森林整備の主な効果



林床に光が差し込むことにより下層植生が回復

土壌浸食・  
流出の防備



適切な伐採や広葉樹の導入等により針広混交林へ誘導

自然災害への  
抵抗力の向上



適切な森林整備

水源涵養  
機能の向上



間伐により樹木の成長が促進

二酸化炭素の  
吸収量増加

生物多様性の  
保全



複層林化による多様な森づくり

出典：林野庁

## 4.4 環境保全（みんなで取り組む環境保護）

---



### 4.4.1 基本施策1:環境学習・環境教育の推進

---

#### (1) 現状と課題

---

本市の環境を保護または維持するためには、環境学習や環境教育の充実が必要不可欠となります。本市においても環境学習や環境教育に取り組む機会はあるものの、市民の学習機会に関する満足度は56%であり、一層の広報に努める必要があります。

同時に、環境学習や環境保全活動を推進するための人材の育成および確保についても、重要な課題事項となっています。

#### (2) 施策の方向性

---

##### 方向性1：

みんなで取り組む環境保護を推進するために、既存の環境学習や環境教育の取り組みを積極的に広報すると同時に、人材育成や人材確保に関するサポートを行います。

(3) 具体的な取り組み

表 4-19 環境学習・環境教育の推進に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①生涯学習事業における環境学習の推進	生涯学習講座メニューの充実を図り、環境に関する生涯学習を推進します。	社会教育課 環境課
②青少年体験教室や講座などにおける環境学習の推進	体験教室や講座などのメニューに環境学習を取り入れていきます。	社会教育課 環境課
③幼児期における環境教育	環境問題に対し楽しみながら興味・関心を持つことができるよう、自然環境にふれ合える幼児期の遊びを推進します。	子ども子育て課 社会教育課 学校教育課
④体験的な環境教育の実践	学校・家庭・地域が連携し、土曜ふれあい学校などを活用した体験的な環境教育の実践を行います。	社会教育課 学校教育課
⑤「まなびりすと」の活用	地域の特性を活かした環境学習や環境問題に熟慮した人材「まなびりすと」の活用による環境講座など、学校における環境教育を推進します。	社会教育課 学校教育課
⑥「協育ネットワーク」の活用	学校教育を支えるしくみである「協育ネットワーク」を活用し、環境教育の推進をします。	社会教育課 学校教育課
⑦学校などにおける環境教育の推進	各教科・特別活動・総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて環境教育の推進に努めます。	学校教育課
⑧消費者出前講座における環境教育の推進	地域や学校で実施する出前講座で環境へ配慮した消費者活動であるエシカル消費について啓発します。	農業委員会

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などに積極的に参加し、そこで得た情報を地域で行われる環境保全活動に活用しましょう。
- 市や地域が主催する出前講座などの機会を活用して、環境学習に取り組みましょう。
- 家庭内で環境について話し合う機会を増やしましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 学校で行われる環境教育に関する活動に協力しましょう。
- 地域で開催される環境に関する講座やイベントなどに参加・協力しましょう。

##### 《市の取り組み》

- 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などを開催します。
- 地域や学校への出前講座を実施します。
- 環境学習や環境教育を積極的に推進します。
- 環境学習や環境教育に関する人材育成や人材確保に関するサポートを行います。

図 4-10 環境学習・環境教育の推進に対する各主体の取り組み

#### (5) 成果指標

---

表 4-20 環境学習・環境教育の推進に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①市民の環境学習の 機会の満足度 (アンケート調査)	%	65.1	55.6 (2023)	70	環境課 社会教育課 学校教育課
②環境に関する 出前講座開催回数	回	3	2	5	環境課

## 4.4.2 基本施策2:環境保全活動の推進

### (1) 現状と課題

本市では、ホームページや広報誌等を通じて環境関連情報を提供し、環境保全活動への参加へのきっかけづくりの一環として、「クリーンサポーター」による環境美化活動を推進しています。

一方で、環境保全活動を継続して行うためには、取り組みへの支援や人材の育成や確保が課題となっています。

### (2) 施策の方向性

#### 方向性1：

市民・事業者が自主的に行う環境保全活動をサポートします。

#### 方向性2：

環境保全活動を推進するため、市民・事業者の活動事例の紹介やイベントなどの情報提供により活動の活性化を図るとともに、本計画で定めた目標等の進捗状況を中間目標年度に確認し、見直した計画を公表します。

#### 方向性3：

市民・事業者・行政が協働して環境問題に取り組める機会や連携づくりを目指します。

### (3) 具体的な取り組み

表 4-21 環境保全活動の推進に対する具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①環境保全活動の推進	市民・事業者が自主的に行う環境保全活動をサポートします。	環境課
②市民・市民団体による環境保全活動の促進	市民や市民団体による環境保全活動の取り組み内容を広く広報誌などで紹介することにより市民の理解と関心を深め、活動の活性化を図ります。	環境課
③環境基本計画進捗状況の公表	環境基本計画の進捗状況については、中間目標年度に見直しを行い、結果を公表します。	環境課

#### (4) 各主体の取り組み

---

##### 《市民の取り組み》

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する正しい知識の修得や保全意識の向上に努めましょう。

##### 《事業者の取り組み》

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する正しい知識の修得と保全意識の向上に努めましょう。

##### 《市の取り組み》

- 市民や市民団体による環境保全活動の取り組み内容を紹介し、情報を提供します。
- 市民や事業者が環境保全活動へ興味を持ち、活動に気軽参加できる仕組みづくりを進めます。
- 本計画の進捗状況を把握すると同時に、中間目標年度に必要な応じて計画の見直しを行う方針とします。

図 4-11 環境保全活動の推進に対する各主体の取り組み

#### (5) 成果指標

---

表 4-22 環境保全活動の推進に対する成果指標と目標値

成果指標	単位	計画策定時 (2017)	現況値 (2022)	目標値 (2028)	担当課
①環境美化活動への参加人数	人	10,184	7,354	10,200	環境課
②クリーンサポーター登録者数	人	1,529	2,139	2,500	環境課

## 第5章 環境基本計画の進行管理

### 5.1 計画の推進体制

本計画は市政の広範な分野にわたるため、市役所の関係部署の緊密な連携や円滑な施策の実施を目的とした庁内の「環境基本計画推進連絡会」の設置を検討し、計画の全庁的な推進を図ります。

また、本計画に示す理念の実現のためには全市的な取り組みが必要であり、市民・事業者・市の三者が連携し、協働で計画の目標達成に向けた取り組みを進めます。併せて、白杵市環境審議会の意見や提言も施策に反映させていきます。

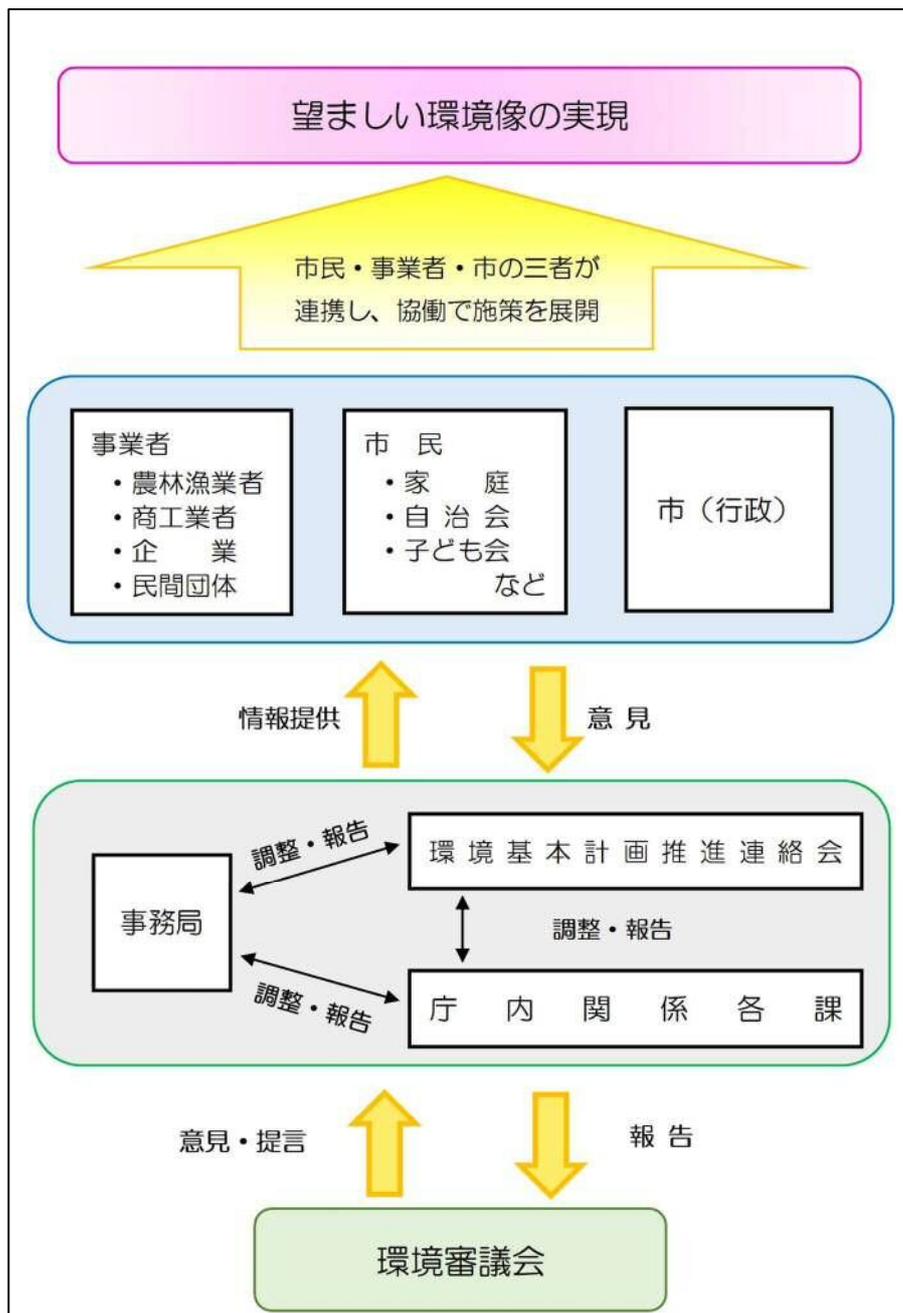


図 5-1 本計画の推進体制

## 5.2 計画の検証方法

### (1) 計画目標年度における目標達成評価

本計画は 2018 年に策定され、2028 年度を目標年度として、4 分野（生活環境、自然環境、地球環境、環境保全）に係る計画目標が定められました。

本改訂では進捗状況の確認を行い、目標値や施策の見直しを行いました。

### (2) 臼杵市環境審議会による評価

臼杵市環境審議会において、本計画で定めた施策の実施状況などについて定期的に報告するものとします。

## 5.3 計画の進行管理

施策の実行状況、目標の達成状況について指標を基に、その達成状況を把握し、必要に応じて計画の見直し・修正などを行います。

計画推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、計画（Plan）、実行・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返し行う「PDCA サイクル」により管理し、環境の継続的改善を図ります。

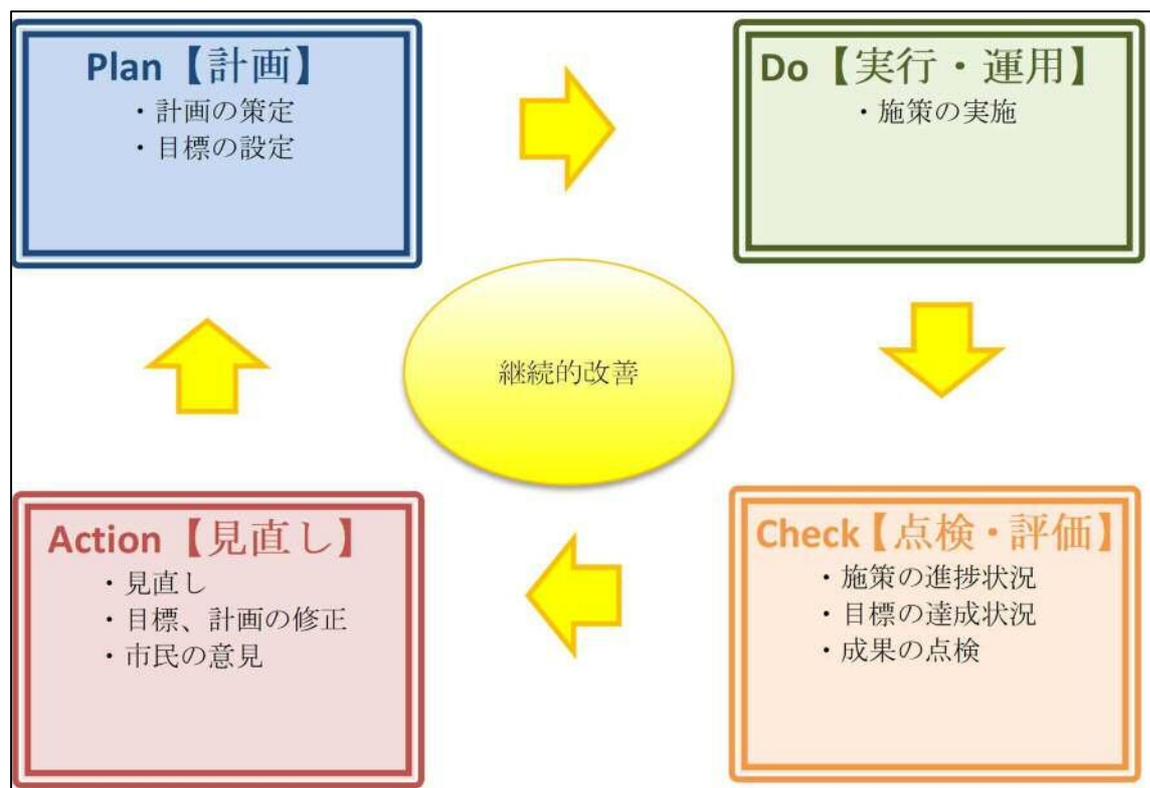


図 5-2 環境マネジメントシステムの考え方

## ■用語解説

### 1) BOD

Biochemical Oxygen Demand の略で、日本語では生物化学的酸素要求量と訳されます。水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量を表した値であり、この値が大きいくほど、水質汚濁の程度がひどいことになります。

### 2) COD

Chemical Oxygen Demand の略で、日本語では化学的酸素要求量と訳されます。有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値であり、BOD と同様この値が大きいくほど、水質汚濁の程度がひどいことになります。

### 3) 類型指定

河川や海域の水質環境基準については、環境基本法に基づき、人の健康の保護と生活環境の保全に関する環境基準が定められています。このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、複数の類型が設けられており、知事は、これらのいずれかの類型を当てはめ、水域の類型を指定（県際水域は国が指定）することとなっています。河川では AA から E までの 6 類型が、海域では A から C までの 3 類型が設けられ、それぞれ AA 類型、A 類型は最も厳しい環境基準が適用されます。

### 4) 臼杵市地球温暖化対策実行計画

「臼杵市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく計画です。2023 年度の改訂では、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定める「区域施策編」と特に市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の抑制等を進めるための施策を定める「事務事業編」の 2 編構成となりました。

### 5) 臼杵市バイオマス産業都市構想

「臼杵市バイオマス産業都市構想」とは、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境に優しく災害に強いまちづくりを目指すための将来像を策定したものです。

### 6) ボランティア袋

地区清掃やボランティアのごみ拾い用のごみ袋です。市役所環境課の窓口でお配りしています。ぜひご活用ください。

## 7) クリーンサポーター

---

「ボランティアは個人でも気軽に参加できる」ということを理解していただくとともに、きれいな白杵市を守っていきたいという意識を持つ市民の方を一人でも増やしていくことを目的としている事業です。クリーンサポーターの方には地域やボランティア団体等で、定期的に地域の清掃活動を行ったり、個人や職場、学校等の団体でイベントのついでにごみ拾いをしたり、気軽に活動をしていただいています。

## 8) 合併処理浄化槽

---

合併処理浄化槽は、家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できる浄化槽です。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。白杵市では、住宅に設置された単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをする人のために「補助金制度」が設けられています。

## 9) 特定外来生物

---

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかります。

## 10) 再生可能エネルギー

---

エネルギー供給構造高度化法においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

## 11) ZEB(net Zero Energy Building)、ZEH(net Zero Energy House)

---

エネルギー収支をゼロ以下にするビル（ZEB）や住宅（ZEH）のことです。建物で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創出するエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にします。（出典：「資源エネルギー庁HP」）

## 12) カーボン・オフセット

---

日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

### 13) ISO14001

---

ISO14001 は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際的に企画です。Plan-Do-Check-Act (PDCA) という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組みです。ISO14001 は、事業者の経営面での管理手法について定めているものであり、具体的な対策の内容や水準を定めるものではありません。また、要求事項は一般的な記述となっており、具体的な対応方法は、個々の組織に委ねられています。

### 14) エコアクション 21

---

エコアクション 21 は、環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度です。ISO14001 を参考に定めたガイドライン（要求事項 12 項目）に基づき構築され、環境経営レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。

### 15) 省エネ診断

---

中小規模の事業所を対象に技術専門員が直接お伺いして、エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行うサービスのことです。